龍ケ崎市緑のまちづくりプラン

第2次緑の基本計画









2023(令和5)年3月 龍ケ崎市

目 次

第1章 計画策定にあたっ (1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画対象	3
4 計画構成	4
第2章 龍ケ崎市の緑の現状と課題	5
1 上位関連計画等の位置づけの整理	5
1-1 近年の緑に係る動向を踏まえた見直しの視点	5
1-2 上位関連計画等の位置づけの整理	9
2 本市の緑の現況	14
2-1 自然条件	14
2-2 社会条件	16
2-3 緑地及び市民等による緑化の現状	25
3 市民意向の把握	30
3-1 調査概要	30
3-2 市民意向の概要	30
4 本市における緑に係る施策等の取り組み状況	36
4-1 緑の保全に係る取り組み状況	36
4-2 緑の創造に係る取り組み状況	37
4-3 緑の活用に係る取り組み状況	39
4-4 市民等との協働による取り組み状況	40
5 緑に係る課題の整理	41
5-1 緑の保全に関する課題	41
5-2 緑の創造に関する課題	43
5-3 緑の活用に関する課題	45
5-4 市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題	46
第3章 緑の将来都市像と基本方針	48
1 緑の将来都市像と基本方針等の設定	
1-1 緑の将来都市像の設定	48
1-2 緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定	51
2 施策体系	53
第4章 施策の展開	54
基本方針 1 緑の保全 "美しい水と緑"を守り、大切にするまちづくりを推進します	
基本方針2 緑の創造 "美しい水と緑"を広げるまちづくりを推進します	57
基本方針3 緑の活用 "美しい水と緑"を活かしたまちづくりを推進します	60
基本方針4 協働 協働による "美しい水と緑"のまちづくりを推進します	70

第5章	章 計画の推進	72
1	推進体制の構築	
2	計画の進行管理	
	2-1 PDCA サイクルによる計画の進捗管理	
	2-2 計画の見直し	

資 料 編

- 1 龍ケ崎市都市計画審議会 条例及び委員名簿
- 2 龍ケ崎市都市計画審議会 審議状況
- 3 諮問及び答申
- 4 パブリックコメント 募集概要及び結果概要

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

龍ケ崎市では、第1期都市計画マスタープランの部門別計画として、緑の総合的な指針を示した「龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈緑の基本計画〉」(以下「前計画」)を1999 (平成11)年9月に策定し、緑化の推進を図るとともに、総合運動公園の整備等の施策に努めてまいりました。

その後、2015(平成27)年に計画期間が満了し、行動計画の役割を果たした前計画は、「第2期都市計画マスタープラン」に組み込みましたが、現在でも、都市の緑の総合的な指針としての役割を担っています。

しかしながら、前計画策定時から 23 年という年月が経過する中で、緑を取り巻く状況は大きく変化し、ここ数年においては、社会経済情勢の変化などを背景に、2017(平成29)年に都市緑地法、都市公園法等の緑に関連する法律が改正され、新たに緑の基本計画に定める事項として、「生産緑地の活用の方針」、都市の重要な緑である「都市公園の整備・管理の方針」、「民間活力を活用した公募設置管理制度(Park-PFI)*1の方針」などを定めることとなりました。

また、SDGs^{*2}の理念を盛り込み、市民との協働を重視した本市の最上位計画となる「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030(2022(令和4)年12月)」が新たに策定されるなど、まちづくりにおける緑を取り巻く状況は、前計画策定時から大きく変化しています。

本市においては、都市公園法等の法律の改正以前から、都市の重要な緑である都市公園の整備を計画的に進めていますが、今後、人口減少が見込まれる中、都市公園の整備・管理については、市民・事業者・行政が「協働」で取り組むことを基本にした新たな方針を定め、必要なリニューアル等の方策を検討することが重要です。

そこで、本市にふさわしい緑のあるべき姿を効率的かつ効果的に推進し、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、『龍ケ崎市緑のまちづくりプラン<第2次緑の基本計画>』(以下「本計画」)を策定しました。

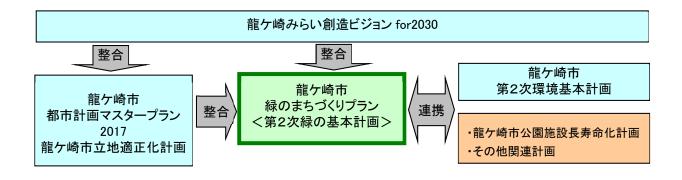
※1:2017(平成29)年の都市公園法改正により新たに設けられた都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生する収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。



※2: SDGs とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」や「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017(2017(平成 29)年3月)」等との整合を図りながら、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策の展開を図るものです。



■ 3 計画対象

(1)計画対象範囲

計画対象範囲は、龍ケ崎市全域とします。

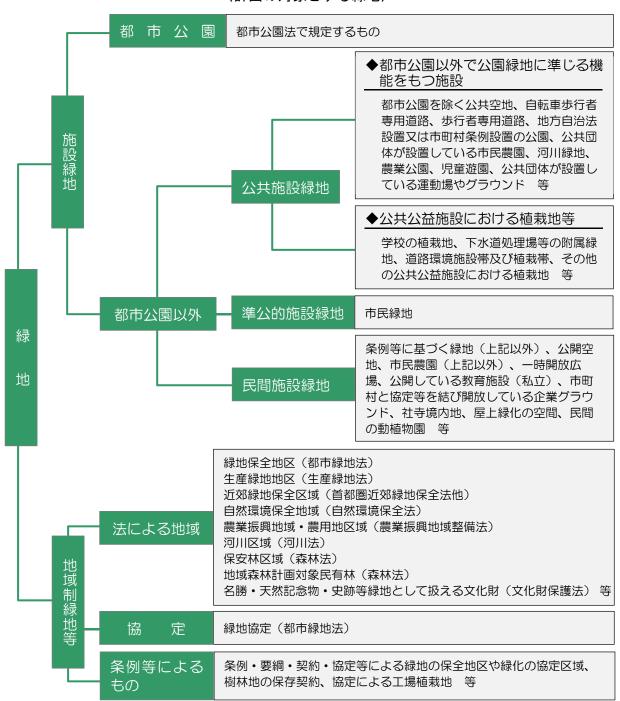
(2)計画期間

計画期間は、2023(令和5)年度~2032(令和14)年度の10年間とします。

(3)対象とする緑の範囲

本計画で対象とする「緑」は、次図に示すように、都市公園等として整備・管理されている「施設緑地」と土地利用の規制・誘導で確保される「地域制緑地等」からなる 『緑地』とします。

〈計画の対象とする緑地〉



本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画対象
- 4 計画構成

計画策定にあたっての背景や計画の目的、期間、対象など、緑のまちづくりプラン <緑の基本計画 > の基本的事項を整理します。

第2章 龍ケ崎市の緑の現状と課題

- 1 上位関連計画等の位置づけの整理
- 2 本市の緑の現況
- 3 市民意向の把握
- 4 本市における緑に係る施策等の取り組み状況
- 5 緑に係る課題の整理

- ・既存資料、各種統計データ等から、近年の緑に係る動向、上位関連計画等の位置づけ、本市の概況と緑の現況などを整理します。
- 市民アンケート調査結果から市民の緑に係る 意向を把握します。
- ・本市における緑に係る施策等の取り組み状況を整理します。
- 上記を踏まえ、緑に係る課題を整理します。

第3章 緑の将来都市像と基本方針

- 1 緑の将来都市像と基本方針等の設定
- 2 施策体系

本市がめざす緑の将来都市像を設定し、その 実現のための取り組みの基本方針や数値目標 を示します。

第4章 施策の展開

基本方針1 緑の保全 "美しい水と緑"を守り、大切にするまちづくりを推進します

基本方針2 緑の創造 "美しい水と緑"を広げるま ちづくりを推進します

基本方針3 緑の活用 "美しい水と緑"を活かした まちづくりを推進します

基本方針4 協働 協働による "美しい水と緑"のま ちづくりを推進します 基本方針に基づく施策及び具体的な取り組みを 示します。

第5章 計画の推進

- 1 推進体制の構築
- 2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるための推進体制や進行管理を示します。

第2章 龍ケ崎市の緑の現状と課題

■ 1 上位関連計画等の位置づけの整理

ここでは、近年の緑に係る法改正を踏まえ、本計画の見直しにおける視点を整理するとともに、上位関連計画等との位置づけを整理します。

1-1 近年の緑に係る動向を踏まえた見直しの視点

(1) 近年の緑の関わる動向

本計画を見直す視点を整理するため、ここでは、前計画策定後(2000(平成 12) 年度以降)の緑地制度の変遷等を整理します。

まず、大きな動向としては、2004(平成 16)年に「都市緑地保全法」が「都市緑地法」に改められ、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の整備の方針に関すること」が位置づけられたことや、緑化地域制度等の創設により、緑化に関する施策の充実が図られたことなどがあげられます。

これにより、「緑の基本計画」は、都市公園の整備を含めた「都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープラン」として位置づけられました。

また、同年、「緑の基本計画」と関連する都市公園法の改正や景観法が制定されています。

次の大きな動向としては、2017(平成29)年の「都市緑地法」の改正であり、この改正で、緑地の定義に「農地」が明記されたことや、緑の基本計画の記載事項として「都市公園の管理の方針に関すること」と「生産緑地地区内の緑地の保全に関すること」が位置づけられたことなどがあげられます。

また、同年、「都市公園法」も改正されており、公園管理に関しては、民間活力を活用するPark-PFIも創設されています。

これにより、農地の有する緑地機能を活かしたまちづくりや、都市公園の管理運営・ 維持修繕などの緑のマネジメント的な視点を含めた「緑の基本計画」が求められるよう になりました。

〈2000 (平成12) 年以降の緑に係る制度の変遷〉

	(2000(平成12)年以降の縁に	- 171	にる前及り支煙/ 		
	都市公園 (★) 及び緑地保全 (◆) 関連制度		その他(都市計画関連等)		
2000年 (H12)		(○都市計画法の改正⇒準都市計画区域の導入⇒線引きの選択制導入→ おままま 準に関策の担合 溶物		
0004 Æ			⇒都市計画基準に環境の規定追加		
2001年	◆都市緑地保全法の改正				
(H13)	→管理協定制度の創設				
2003年	⇒緑化施設整備計画認定制度の創設★都市公園法施行令の改正				
(H15)					
(П13)	⇒都市公園配置基準⇒公園施設の弾力化				
	→ 公園施設の採力化▼ ⇒ 占用物件の弾力化等				
2004年	★都市公園法の改正		○景観法の制定		
(H16)	⇒借地公園制度		⇒景観計画		
(1110)	▼ →立体都市公園制度		31812		
	◆都市緑地保全法の改正				
	→緑の基本計画における都市公園の明確化				
	→都市緑地法に名称改定 →都市緑地法に名称改定				
	⇒人工地盤型市民緑地制度の創設				
	⇒緑地保全地域制度の創設				
	⇒緑化地域制度の創設				
	⇒地区計画緑地保全条例制度の創設 ⇒地区計画緑化率条例制度の創設				
2008年	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		○歴史まちづくり法の制定		
(H2O)			し歴史なりラベジが別と		
2014年			○都市再生特別措置法の改正		
(H26)			⇒立地適正化計画		
2015年	◆都市農業振興基本法の制定				
(H27)	⇒都市農業(市街地及びその周辺地域で行				
	われる農業)の安定的な継続と都市農業				
	の有する機能の適切・十分な発揮により				
	良好な都市環境を形成するために制定)		
2017年	★都市公園法の改正	(の都市計画法の改正		
(H29)	⇒公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 ⇒PFI 事業の設置管理許可期間の延長		⇒田園住居地域の創設		
	→「丁事業の設置管理計り期間の延長」 →公園協議会の制度化				
	→維持修繕基準の法令化				
	◆都市緑地法の改正				
	⇒緑地の定義へ農地を明記				
	→市民緑地認定制度の創設				
	⇒緑化保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の				
	拡充(緑地管理機構の改称)				
	⇒ <u>緑の基本計画</u> における 都市公園の管理の方				
	<u>針の明確化</u> ▲生産緑地法の改正				
	◆生産緑地法の改正 ⇒特定生産緑地制度の創設				
2018年	→特定主座林地制度の創設 ◆都市農地の賃借の円滑化に関する特別措	_			
(H30)	■ 置法の制定				
(100)	国広の 同足 ⇒市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借				
	が安心して行える新たな仕組みを創設				
•		<u> </u>			

(2) 近年の緑の動向を踏まえた見直しの視点

視点1 これまでの取り組みの検証と時代の潮流への対応

- ◆前計画策定から20年以上が経過し、緑に関わる現状も変化しています。また、近年は気候変動の影響への対策や生物多様性の保全の観点からも、緑のもつ多面的機能の維持・拡大が重要視されています。
- ◆国においても、都市緑地法の改正により、2004(平成16)年に緑地保全地域制度や緑化地域制度などが新たに創設されており、緑に関わる取り組みの制度の拡充が進められています。
- ◆本計画においては、これまでの緑の保全・創造・活用などに係る取り組み状況や 市民等の緑に関わるニーズを把握するとともに、近年の緑の重要性や本市の緑の 現状等を踏まえ、新たな制度の活用や、緑の基本計画で独自に定めることのでき る保全配慮地区、緑化重点地区などの活用なども視野におきながら、数値目標や 施策について見直していくことが求められます。

	都市における緑のもつ主な機能・役割				
環境保全機能	〇地球温暖化の原因となる二酸化炭素等を吸収し大気を浄化				
	〇木陰等の創出によりヒートアイランド現象の緩和				
	○生物の生息環境の保全				
	○騒音・振動の緩和				
防災機能	〇水源の涵養や土砂流出防止等、国土保全上の機能				
	〇災害時の避難所・災害救助活動の拠点等(都市公園・農地等)				
	〇街路樹等による火災の延焼防止				
レクリエーシ	〇自然とのふれあいの場				
ョン機能	〇リフレッシュの場				
景観形成機能	○潤いある生活空間の創出				

視点2 公園の緑の保全と活用

- ◆2004(平成16)年及び2017(平成29)年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画に、都市公園の整備・管理に関する方針を位置づけることが可能となりました。
- ◆人口減少、少子・高齢化などの人口構造の変化、地球温暖化の緩和・適応などの 観点からも、緑に求められるニーズ・機能は多様化しており、市民の身近な緑と もなる公園の緑の保全と有効活用は、都市化が進む本市において、今後、特に重 要となります。
- ◆このため、市民等のニーズや災害などにも対応し得る公園として保全・活用していくため、その機能の見直しを図ることが求められます。
- ◆さらに長く市民に愛され、魅力ある公園としていくため、市民との協働による維持管理やPark-PFIなどの民間活力を活用した公園の管理運営なども視野に入れ、公園の維持管理を見直していくことが求められます。

視点3 都市の緑としての農地の保全と有効活用

- ◆2017(平成29)年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画において、これまであいまいな位置づけであった農地が、緑地として明確化され、今後は農地の有する機能を活用した取り組みを、積極的に緑の基本計画へ位置づけることが可能となりました。
- ◆山間部をもたない本市において、農地は貴重な緑となることを踏まえ、農業関連施策と連携した農地の保全と有効活用が求められます。
- ◆生産緑地*1については、2022(令和4)年で生産緑地の都市計画決定から指定期限の30年を迎えました。本市では、市街地内の貴重な緑の保全の観点から、特定生産緑地への指定斡旋に努めてきましたが、一定数の所有者が特定生産緑地*2には指定しなかったことから、今後、宅地化されることが見込まれます。
 - ※1:市街化区域内の農地等について、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的 として、生産緑地法の規定に基づいて定めた農地等。生産緑地としての指定期間は30年間 で、農地等として維持することを条件に、税の軽減措置が受けられる。
 - ※2:指定から30年を迎える生産緑地について、生産緑地の所有者等の意向を基に、さらに10年間、生産緑地として延長した生産緑地のこと。

視点4 市民・事業者・行政の協働・連携

- ◆これまでの取り組みにおいては、行動計画の方針の1つに「緑のまちづくりをみんなで取り組む」を掲げ、市民参加を促進するために、緑のまちづくりに関する 普及・啓発や連携体制の構築、緑のまちづくりのルールの確立などに取り組んで きました。
- ◆緑に関わる取り組みにおいては、市民・事業者・行政の協働・連携が不可欠であるため、これまでの取り組みの現状を踏まえ、今後の協働・連携の方策(強化等)を検討する必要があります。

1-2 上位関連計画等の位置づけの整理

(1) 「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」

日的 本市の目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針として策定計画期間		調がられ高温とフョブ 1612030] 龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 の概要
能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針として策定 の将来ビジョン: 2023 (令和5) 年1月~2031 (令和13) 年3月までのおおむね8年間 ○前期基本計画: 2023 (令和5) 年1月~2027 (令和9) 年3月までのおおむね4年間 将来に向けた本市のあるべき姿 「は)「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり (2) 市民に信頼される「統得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (4) 日標人口 こつ30 (令和12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構想		
計画期間	日的	
のおおむね8年間		能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針として策定
の前期基本計画: 2023 (令和5) 年1月~2027 (令和9) 年3月までのおおむね4年間	計画期間	○将来ビジョン:2023(令和5) 年1月~2031(令和13) 年3月まで
の前期基本計画: 2023 (令和5) 年1月~2027 (令和9) 年3月までのおおむね4年間		のおおむね8年間
### (1) 「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (4) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (5) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (6) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (7) 中国 (7)		
できる		
た本市のあるべき姿 Creation - ともに耐るまち・眼ケ頃 -		おおむね4年間
### ### ### ### #####################	た本市のあ	
まちづくり (1) 「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (4) 日標人口 2030 (令和 12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想 ***********************************	るべき姿	Orontion 笑顔が続く 幸せが続く
まちづくり の基本姿勢 (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり 目標人口 土地利用構 想 **********************************		し「「はしし」 住み続けたくなるまち 龍ケ崎
まちづくり の基本姿勢 (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり 目標人口 2030 (令和 12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想 **********************************		― ともに削るまち・部ケ崎 ―
の基本姿勢		一人ひとりの Creation
の基本姿勢		
の基本姿勢		
の基本姿勢 (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり 目標人口 2030 (令和 12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想		*
(3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり 目標人口 2030(令和 12)年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想 「中文工場(イバス 中文月間に 中文月間に 東京開刊 東京開刊 東京開刊 東京開刊 東京開刊 東京開刊 東京開刊 東京開刊		(1)「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり
日標人口 2030 (令和 12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想	の基本姿勢	(2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり
日標人口 2030 (令和 12) 年の目標人口: 72,000 人 土地利用構 想		(3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり
土地利用構 # A A M A M A M A M A M A M A M A M A M	 日標人口	
日		2000 (日和 12) 年の日振八日:72,000 八
年久3週パイパス 本産が物理 (東市市田地 (東京市田地 (東京田田 (東京田田 (東京田田 (東京田		
年久3億パイパス 本産が物理 本産が物理 ・	想	首都無中央連絡自動車。
年久上期(イバス		
		阿見東IC
日本 日		
		土浦竜ヶ崎線 竜ヶ崎阿見線
展内部では 現内を受ける。		
展示的性態		+//8
月		
月		国道6号
展ヶ崎瀬田野線 英浦宋線 東浦宋線 東浦宋線 アウム アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル		長沖藤代線
展 が		
大海 (大海 (大海 (大海) 大海 (大河) 大河		
大震電が機能 大流栄線 大流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
大震電が機能 大流栄線 大流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		小貝川
八 例 日本語 (千葉・英雄道路) 八 例 日本語 (本語 (本語) (和語) (
八 例 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		立鸠羽根野鄉
住宅系市街地 工業系市街地 農地・集落・緑地エリア 河川・池沼エリア 参 市拠点 地域生活拠点 交流拠点 産業拠点		千葉竜ヶ崎線
都市拠点 地域生活拠点 交流拠点 産業拠点		千葉竜ヶ崎線 美選米線ババス
		千葉竜ヶ崎線
(千葉竜ヶ崎線 天選宋線バイバス (千葉・英城道路)
		・
		日 東海ヶ崎線 (千葉・実施・連邦) (千葉・実施・連邦) R. 例 (中国・東海・南海) 大瀬東市街地 (東地・東落・緑地エリア) 河川・池沼エリア (東海・東海・緑地エリア) 東地・東落・緑地エリア (東京・海地エリア) 東地・東落・緑地エリア (東京・海地) 東地・東京・緑地エリア (東京・海地) 東地域生活機点 (東京・海地) 東北 (東京・海地) 東京・海地域生活機点 (東京・海地) 東北 (東京・海地) 東京・海地 (東京・海地) 東東・海地 (東京・海地) 東東・海地 (東京・海地) 東東・海地 (東東・海地) 東東・海地 (東東・海地) 東東・海地 (東東・海地) 東・海地 (東東・海地) 東・海・海地 (東東・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・

龍ケ崎みらい創造ビジョン for 2030 の概要 政策の柱 1 子どもや若者が健やかに育ち、一人ひとりの夢や希望を育むまちづく (N まちの元気を生み出す産業と交流のあるまちづくり 2 3 共に支え合い、誰もが健康に暮らせるまちづくり 誰もが自分らしく、生きがいを持って暮らせるまちづくり 安全・安心が実感できるまちづくり 6 機能的で、利便性が高いまちづくり 7 環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちづくり 8 市民と共に育む持続可能なまちづくり 本計画に係 本計画と「特に関連性の高い」政策の柱・施策・施策の展開方向 る主な政策 政策の柱 施策 施策の展開方向 の柱等 (番号) 2 (3) 地域資源を活用し ②交流の拠点としての牛久沼の有効 た観光まちづくり 活用 の推進**1 ③大規模公園の活用 4 (1)誰もが楽しめる生 4スポーツ環境の充実 涯スポーツ社会の 実現※1 ③にぎわいのある交流拠点の整備 6 (1)魅力ある都市拠点 の形成※1,3 ①多様なニーズに対応した住宅地の (3)良好な住環境の維 持・創出**2 供給と魅力ある住環境形成の促進 7 (2)自然環境の保全と ①自然環境と里山の保全 ②水辺環境の保全 環境美化の推進 ④環境美化の推進 (3)機能的な都市イン ①機能に応じた道路網の整備 ②市民に愛される公園の整備・活 フラと暮らしを支 える生活インフラ 用•維持 の維持・整備 8 (1)市民主体のまちづ ①市民と行政の相互理解・情報共有 くりの推進 の強化 ②市民自らが考え、行動する、活発 な市民活動の促進 ③地域における市民活動の活性化 (5)公共施設の「縮 ①効果的・効率的な維持管理の推進 充」の推進 ②機能(行政サービス)・事業運営 の最適化の推進 ③施設配置・総量の最適化 ※1:リーディングプロジェクト(魅力創造プロジェクト) ※2:リーディングプロジェクト(未来創造プロジェクト)

※3:リーディングプロジェクト(幸せ創造プロジェクト)

(2) 龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017

(Z) HE / WO!	P都中計画マスターノフン 2017					
目的 	時代の変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な活力ある都市として 発展していくため、本市の都市づくりの基本的な方針を明らかにするために					
	策定した計画					
計画期間	2017 (平成 29) 年度~2026 (令和8) 年度 (10 年間)					
将来都市像	「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ケ崎」					
都市づくり	(1) 次代に誇れる快適で魅力ある都市づくり					
の目標	(2) 地域資源を活かしたにぎわいや活力ある都市づくり					
	(3)健康で、安全・安心に暮らせる都市づくり					
	(4) 若者世代に支持される住んでみたいと感じる都市づくり					
	(5) 将来を見据えたコンパクトで持続可能な都市づくり					
将来都市構 造 (水と緑の 拠点とネッ トワークの 形成)	 ◆水と緑の拠点とネット ワークの形成方針 ①水と緑の拠点を形成 し保全・活用 ②水の連なりや緑の連なりを活かした水と 					
15 PX.)	緑のネットワークを 形成 R 例 *** *****************************					
	□□ ##・#地等 水と緑の拠点ネットワーク図					
公園・緑地整備方針	◆都市づくりの方針 1) 適切な公園・緑地の 維持・活用 2) 水と緑のネットワークの形成 ***********************************					
景観形成方	◆都市づくりの方針					
針	1)魅力的な景観の形成					
	2) 自然景観の維持					
	3) 市民との協働による景観形成					

(3) 龍ケ崎市立地適正化計画(2019(平成31)年3月)

	龍ケ崎市立地適正化計画の概要			
目的	「コンパクトなまちづくり」を推進し、人口減少下にあっても、市民がこれからも安全・安心で快適に暮らし続けることができる「多極ネットワーク型			
計画期間	コンパクトシティ」の実現を図ることを目的として策定した計画 2019(令和元)年度~2040(令和 22)年度			
まちづくりの方針	将来にわたって快適に暮らし続けられる、魅力と生活利便性の高い多極ネットワーク型コンパクトシティの形成			
目指すべき本市の骨格構造	### 基幹的公共交通軸 市街地間を結ぶ基幹的 公共交通軸の位置づけ ##生活に必要な 機能を身近に確保 施ヶ岡市街地 藤ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地 東ヶ岡市街地			
課題解消のた	方針1 地域特性等を踏まえた、拠点地区の形成			
めの施策・誘 導方針	方針2 安全で、生活利便性の高いエリアへの緩やかな居住の誘導 方針3 拠点形成や居住誘導と連携した公共交通ネットワークの構築			

(4) 龍ケ崎市第2次環境基本計画(2017(平成29)年3月)

		龍ケ崎市第2次環境基本計画	画の概要			
目的	龍ケ崎で	龍ケ崎市環境基本条例第9条に規定する計画で、本市の最上位計画である				
	「第2)	次ふるさと龍ケ崎戦略プラン」を	、環境面から補完する分野別基本			
	計画					
計画期間	2017	(平成 29) 年度~2026(令和8	3)年度(10年間)			
将来の環境像	「かけた	がえのない自然を未来へ 人や地	球にやさしい環境のまち 龍ケ崎」			
本計画に係る		目標	施策			
主な施策等	自然環境 2	目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち 目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち 目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち	①谷津の保全 ②農地・林地の保全 ①牛久沼や蛇沼の自然の保全 ②河川・水路の自然の保全 ①重要種の保護と特定外来生物等へ の対応 ②有害な種への対策			
	文化環境 3	目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち 目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち	①歴史的な景観の保全と活用 ②自然景観の保全と活用 ①公園緑地の充実 ②街なみの緑の充実 ③自然に親しめる環境の整備と活用			

(5) 龍ケ崎市公園施設長寿命化計画(2023(令和5)年2月)

龍ケ崎市公園施設長寿命化計画の概要						
目的	本市の公園施設の長寿命化を図るため、計画的に公園施設の維持管理を行っ					
	ていくために策定する計画					
計画期間	2023(令和5)年度~2032(令和14)年度(10年間)					
計画対象公園	街区公園 95 箇所、近隣公園 9 箇所、地区公園 3 箇所、運動公園 1 箇所、					
	風致公園1箇所、都市緑地25箇所、その他9箇所 計143箇所					
日常的な維持	日常点検と維持管理(清掃・保守・修繕)は、都市公園法第3条の2に定					
管理の方針	める都市公園の管理基準に適合するよう、担当部署により随時実施して、施					
	設の劣化や損傷を把握する。					
	清掃等は、担当部署によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダ					
	プトプログラムの活用を推進する。					
公園施設の長	今後は、日常点検や定期点検により常に公園施設の健全度を把握する。管					
寿命化のため	理方法は、公園台帳のデータベース化により情報の一元化を図る。					
の基本方針	予防保全型管理は、ライフサイクルコストの縮減効果の見込める施設を中					
	心に分類し、計画的に補修を行い、施設の延命化を図る。					
	その他の「既に老朽化が進み、補修しても長寿命化が見込めない施設」や					
	「ライフサイクルコストの縮減効果の見込めない施設」は、事後保全型管理					
	に分類し、更新する。					
	植栽は、現在と同様に、下表のように維持管理を行う。また、高木につい					
	ては、公園の供用開始から 10 年以上が経過し大木化が進んでいることから					
	樹木管理計画を策定して、計画的に剪定等を行っていく。					
	維持管理内容					
	剪定					
	低木:1回/年					
	病害虫駆除 適宜、実施					
	除草 年2回					
	間伐 高木の剪定とあわせて実施					
1						

2 本市の緑の現況

ここでは、基本的な条件として自然・社会条件を整理するとともに、本市の緑地・緑化等の緑の現状を整理します。

2-1 自然条件

(1) 地勢概要

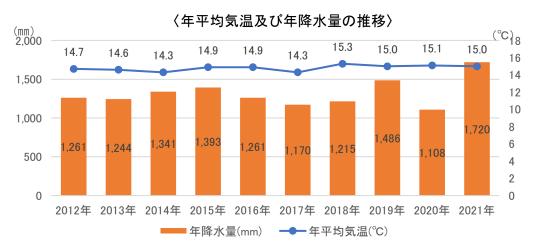
- ◆本市は、茨城県の南部に位置し、東は稲敷市・河内町に、南は利根町に、西は取手市 および牛久沼を挟んでつくば市・つくばみらい市に、北は牛久市に接しています。
- ◆東京都心からは50km圏内、成田国際空港と筑波研究学園都市からは、約20kmの距離にあり、市域の面積は、約78.6km²です。
- ◆北部は関東ロームの堆積する筑波稲敷 台地、南部は利根川と小貝川に挟まれ た沖積平野に田園地帯が広がっていま す。西部には白鳥が集う牛久沼があ り、自然豊かな環境を保っています。
- ◆都心からの地理的条件の良さから、竜 ヶ崎ニュータウンやつくばの里工業団 地などの開発による都市化が進んでき ました。



出典:龍ケ崎市第2次環境基本計画

(2) 気象

- ◆本市の年平均気温は、15℃前後と比較的温暖です。年降水量は、その年によって増減はありますが、1,200~1,400mm程度で、適度な降水量もあり、気象条件に恵まれています。
- ◆2021 (令和3) 年の年平均気温は 15.0℃と例年並み、年降水量は 1,720 mmと例 年よりも多くなっています。



出典:「令和3年版統計りゅうがさき 気象庁」のデータを基に作成

(3) 動植物

- ◆本市に残された台地部の森林、小貝川や牛久沼などの豊かな水辺などは、多様な動植物の生息地となっています。
- ◆「茨城県版レッドデータブック <動物編>2016 年改訂版、<植物編>2012 年 改訂版」においては、オオルリハムシ(準絶滅危惧種)の生息地となっているほか、 小貝川河川敷などにおいては、アゼオトギリ、コイヌガラシなど絶滅危惧種を含む貴 重な植物の生息が報告されています。
- ◆また、牛久沼には、白鳥や水鳥が飛来・生育するほか、タン貝やヨシ等の多様な動植物も生息しています。

(4) 河川 • 湖沼等

- ◆本市を代表する河川・湖沼としては、取手市との境界を流れる小貝川、北竜台市街地付近の水源から東へ流れる大正堀川、西部に広がる牛久沼などがあげられます。
- ◆小貝川は、国管理の一級河川であり、周辺にはかつての洪水による洗堀でできた中沼や、小貝川の短絡工事により昔の流路が三日月状に残った旧小貝川のような特徴的地形が多く見られます。
- ◆大正堀川は、田園地帯と市街地を交互に抜けて流れる県管理の一級河川であり、出し 山町から野原町にかけて都市排水路が併設されています。
- ◆湖面積 6.5 k m²の牛久沼は、県内で霞ヶ浦、涸沼に次ぐ大きさの細長い湖沼であり、小貝川の堆積作用により谷田川及び西谷田川が堰き止められて形成された平均水深 1 mの浅い湖沼です。古くから農業用水や漁場として利用されているほか、近年では、市民等の自然体験・憩いの場などとしても利用されています。

2-2 社会条件

(1)人口

- ① 人口・世帯数
 - ◆近年の本市の人口推移は、2010(平成22)年までは増加傾向、その後、減少傾向に転じています。2020(令和2)年の本市の人口は、76,420人で、前計画策定当時(2000(平成12)年:76,923人)と、あまり変化がありません。
 - ◆年齢別の人口推移をみると、65歳以上の老年人口が増加しており、2020年の老年人口の比率は29.5%です。前計画策定当時(2000(平成12)年)の老年人口の比率は12.6%であり、これと比較しても、高齢化が急速に進んでいることがうかがえます。
 - ◆世帯数の推移は、2000(平成 12)年以降、増加傾向が続いており、2020(令和2)年の本市の世帯数は、32,158世帯です。



出典:「令和3年版統計りゅうがさき 国勢調査」のデータを基に作成 ※老年人口の比率は、年齢不詳を除いた人口総数から算出

② 将来人口

◆「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」においては、2030(令和12)年の本市の目標人口を、72,000人としています。

〈本市の人口の将来展望〉

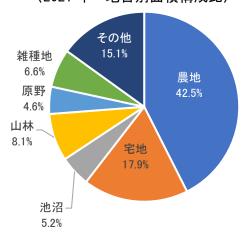


出典:龍ケ崎市人口ビジョン(2022年度改訂版)

(2) 土地利用

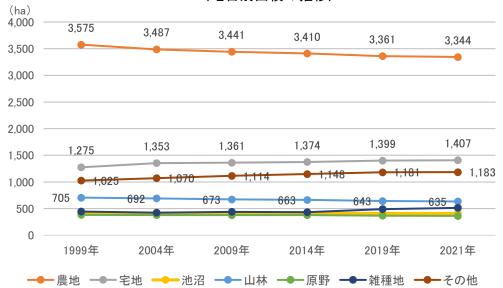
- ◆2021(令和3)年の本市の地目別面積の構成比をみると、農地・山林・池沼等の自然的な土地利用が、市域全体の約6割を占めています。
- ◆近年は、農地・山林などの自然的な土地利用 は減少傾向にあり、対して宅地等の都市的な 土地利用が増加傾向にあります。
- ◆本市は、市全域(7,859ha)が都市計画区域 となっており、うち、2割弱(1,371 ha) が市街化区域に指定されています。
- ◆市街化区域内の約7割が、土地区画整理事業等により計画的に整備されています。

〈2021年 地目別面積構成比〉

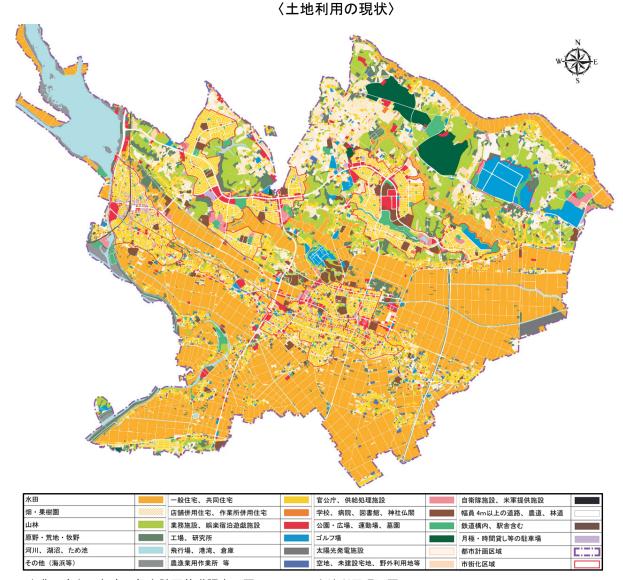


出典:「令和3年版統計りゅうがさき 地目別面積」のデータを基に作成

〈地目別面積の推移〉



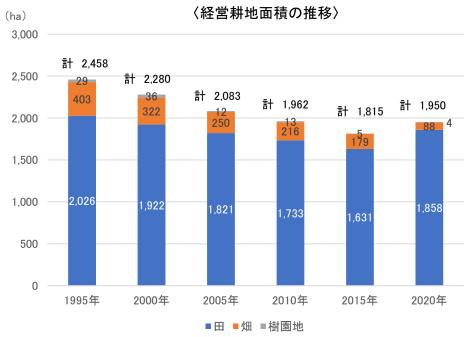
出典:「令和3年版統計りゅうがさき 地目別面積」のデータを基に作成



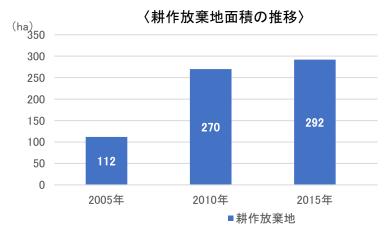
出典:令和2年度 都市計画基礎調査 図面4-2-1土地利用現況図

(3)農地(経営耕地面積)の現状

- ◆2020(令和2)年の本市の経営耕地面積は、1,950haであり、近年の推移をみると、2015(平成27)年までは減少傾向にありましたが、2020(令和2)年には増加に転じています。
- ◆1995(平成7)年と2020(令和2)年の経営耕地面積を比較すると、2020 (令和2)年には、508ha 減少(約21%減)しており、うち畑の面積の減少が 315ha と最も多くなっています。
- ◆経営耕地面積の内訳をみると、田は、2015(平成27)年までは減少傾向、その後2020(令和2)年には増加に転じているほか、畑、樹園地は減少傾向にあります。
- ◆耕作放棄地の面積をみると、近年は、増加傾向にあり、2005(平成 17)年から 2015(平成 27)年の 10年間で約 2.6 倍となっています。



出典:「龍ケ崎市人・農地プラン(令和4年2月)」、「令和3年版統計りゅうがさき」を基に作成



出典:「龍ケ崎市人・農地プラン(令和4年2月)」を基に作成。

(4) 公園整備状況

- ◆現在、市内には計 153 箇所の公園や緑地等があります。
- ◆都市公園としては、面積が 0.25ha 程度の小規模な街区公園が 95 箇所、2ha から 4ha の近隣公園・地区公園が 12 箇所、運動することを目的とした総合運動公園が 1 箇所、良好な自然的環境を形成する地区として配置する風致公園が 1 箇所整備されているほか、都市景観の向上や樹林地等の保全を目的とした緑地等が 25 箇所あります。
- ◆都市公園以外には、条例等により設置された公園、児童遊園、運動場やグラウンド等が 19 箇所整備されています。
- ◆本市を代表する公園としては、蛇沼公園、若柴公園、市民健康の森、龍ヶ岡公園、北 竜台公園、龍ケ崎市総合運動公園、龍ケ崎市森林公園などのほか、本市の水辺の象徴 である牛久沼のほとりに整備された牛久沼水辺公園などがあげられます。

〈都市公園・公共施設緑地の整備状況〉

			箇所数	面積(ha)
都市公園	基幹公園	街区公園	95	14. 93
		近隣公園	9	16. 83
		地区公園	3	24. 93
		運動公園	1	11.80
		計	108	68. 48
	特殊公園	風致公園	1	0. 53
	その他の都市公園	都市緑地	24	23. 34
		緑道	1	0. 01
		計	25	23. 35
	都市公園 計		134	92. 36
公共施設緑	公共施設緑地		19	38. 39
公園等 計			153	130. 75

出典:令和2年度都市計画基礎調査を基に作成

〈都市公園一覧〉

		No	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			/#. **	
		No.	名称 愛戸児童公園	面積(ha)	開設年月 S46.12.21	備考	初士社面边中
		a-1		0.18			都市計画決定 の名称
		a-2	出し山第一児童公園	0.21	S50.3.21		の石が
		a-3	出し山第二児童公園	0.23	S51.3.30		
		a-4	姫宮第一児童公園	0.20	S49.3.30		
		a−5	<u>姫宮第二児童公園</u>	0.21	S52.7.1		
		a−6	光順田児童公園	0.15	S53.4.15		
		a-7	野原第一児童公園	0.13	\$60.3.5		
		a-8	野原第二児童公園	0.13	S62.4.1		
		a-9	佐貫第一児童公園	0.15	H4.7.7		
		a-10	佐貫第二児童公園	0.33	H4.7.7		
		a-11	佐貫第三児童公園	0.42	H4.7.7		
		a-12	佐貫第四児童公園	0.25	H4.7.7		
		a-13	佐貫第五児童公園	0.20	H4.7.7		
		a-14	長山第三児童公園	0.22	H4.7.8	北竜台 5 号児童公園	
		a−15	長山第二児童公園	0.31	H4.7.8	北竜台 6 号児童公園	
		a−16	長山第一児童公園	0.25	H4.7.8	北竜台 7 号児童公園	
		a−17	松葉第二児童公園	0.15	H4.7.8	北竜台 8 号児童公園	
		a−18	松葉第三児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 9 号児童公園	
		a-19	小柴第一児童公園	0.20	H4.7.8	北竜台 10 号児童公園	
		a-20	平台第一児童公園	0.30	H4.7.8	北竜台 11 号児童公園	
基		a-21	平台第二児童公園	0.15	H4.7.8	北竜台 12 号児童公園	
基幹公園	街区公園	a-22	中根台児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 13 号児童公園	
園		a-23	久保台第一児童公園	0.19	H4.7.8	北竜台 14 号児童公園	
		a-24	久保台第二児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 15 号児童公園	
		a−25	松葉第1児童公園	0.23	S57.3.24		
		a-26	小柴第二児童公園	0.25	H4.7.8	北竜台 17 号児童公園	
		a-27	藤ヶ丘第四街区公園	0.17	H11.7.1	龍ヶ岡 6 号街区公園	
		a-28	藤ヶ丘第一街区公園	0.18	H11.7.1	龍ヶ岡 7 号街区公園	
		a-29	藤ヶ丘第五街区公園	0.18	H11.7.1	龍ヶ岡 8 号街区公園	
		a-30	藤ヶ丘第六街区公園	0.20	H11.7.1	龍ヶ岡 9 号街区公園	
		a-31	城ノ内第一街区公園	0.15	H8.11.7	龍ヶ岡 10 号街区公園	
		a-32	城ノ内第二街区公園	0.15	H8.11.7	龍ヶ岡 11 号街区公園	
		a-33	城ノ内第三街区公園	0.27	H12.8.1	龍ヶ岡 12 号街区公園	
		a-34	城ノ内第四街区公園	0.16	H8.11.7	龍ヶ岡 13 号街区公園	
		a-35	城ノ内第五街区公園	0.18	H8.11.7	龍ヶ岡 14 号街区公園	
		a-36	藤ヶ丘第三街区公園	0.34	H11.7.1	龍ヶ岡 15 号街区公園	
		a-37	藤ヶ丘第二街区公園	0.16	H11.7.1	龍ヶ岡 16 号街区公園	
		a-38	松ヶ丘第一街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 17 号街区公園	
		a-39	松ヶ丘第三街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 18 号街区公園	
		a-40	松ヶ丘第二街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 19 号街区公園	
		a-41	白羽第一街区公園	0.20	H11.7.1	龍ヶ岡 20 号街区公園	
		a-42	白羽第二街区公園	0.27	H12.8.1	龍ヶ岡 21 号街区公園	
		a-43	にぎわい広場	0.52	H22.4.30	DE 7 周 21 · 7 国 22 A 图	
		a 40	10と170・14/例	0.02	1122.4.00		

│ No. │ 名称 │ 面積(ha) │ 開設年月 │	
a-44 中央公園 0.14 S43.12.8	
a-45 松並児童遊園地 0.10 S58.6.20	
a-46 龍ケ崎市第一児童遊園 0.13 S63.4.1	
a-47 奈戸岡児童公園 0.25 S60.3.5	
a-48 中曽根児童公園 0.05 S56.5.1	
a-49 緑町第一児童公園 0.38 H1.4.1	
a-50 緑町第二児童公園 0.05 S63.2.22	
a-51 緑町第三児童公園 0.05 S63.2.22	
a-52 上大徳児童公園 0.14 S58.6.20	
a-53 上大徳公園 0.02 H6.10.25	
a-54 直鮒第一街区公園 0.03 H6.4.21	
a-55 直鮒第二街区公園 0.01 H6.11.10	
a-56 高砂第二街区公園 0.35 H24.8.2	
a-57 下町南公園 0.02 H3.6.21	
a-58 新町住宅内公園 0.04 S33.6.3	
a-59 立野公園 0.01 S56.4.28	
a-61 マンハイム内公園 0.03 S57.3.23	
a-62 花丸分譲地内第二街区 0.01 S55.3.19	
a-63 花丸住宅用公園 0.02 S51.3.11	
a-64 川原代街区公園 0.03 H11.7.1	
a-65 川原代第二街区公園 0.02 H18.3.27	
a-66 南中島街区公園 0.02 H9.11.13	
a-67 川崎はなみづき街区公 0.08 H12.8.1	
a-68 川崎さつき街区公園 0.06 H12.8.1	
a-70 浅間ヶ浦第一児童公園 0.04 S54.3.1	
a-71 浅間ヶ浦第二児童公園 0.04 H14.3.29	
a-72 佐貫浦児童公園 0.08 S50.4.1	
基 a-73 佐貫西あじさい街区公園 0.06 H11.10.1	
基幹公園 a-73 佐貫西あじさい街区公園 0.06 H11.10.1 a-74 佐貫西つつじ街区公園 0.07 H11.10.1 a-75 みつみね公園 0.10 H14.3.29	
園 a-75 みつみね公園 0.10 H14.3.29	
a-76 きたの公園 0.13 H14.3.29	
a-77 せきば公園 0.15 H14.3.29	
a-78 文化村児童公園 0.10 S57.9.4	
a-79 羽黒公園 0.12 H1.4.1	
a-80 南が丘公園 0.50 H1.4.1	
a-81 貝塚公園 0.61 H1.4.1	
a-82 北方公園 0.10 H1.4.1	
a-85 長山第四街区公園 0.03 H7.9.1	
a-86 長山第五街区公園 0.03 H13.12.10	
a-87 長山第六街区公園 0.05 H21.1.30	
a-88 小柴第三街区公園 0.04 H21.1.30	
a-89 中根台第二街区公園 0.16 H11.7.1	
a-90 城ノ内第六街区公園 0.02 H11.7.1	
a-91 城ノ内第七街区公園 0.03 H11.7.1	
a-92 城ノ内第八街区公園 0.04 H11.7.1	
a-93 藤ヶ丘第七街区公園 0.11 H16.1.20	
a-94 中里第一街区公園 0.20 H23.8.17	
a-95 白羽第三街区公園 0.05 H21.10.2	
【小計】 14.93 -	-
b-1 蛇沼公園 3.26 H4.7.8 北竜台 2	号公園都市計画決定
b-2 若柴公園 2.00 S59.7.1	の名称
b-3	
	号近隣公園
	号近隣公園
1. 「「「「「「「「「」」」	号近隣公園
	号近隣公園
b-8 城南スポーツ公園 0.54 S61.4.21	
b-9 市民健康の森 1.53 H14.3.29	
【小計】 16.83 -	-

		No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考	
		c-1	北竜台公園	5.33	H4.7.8		都市計画公園
		c-2	龍ヶ岡公園	8.80	H11.3.15		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
基 幹 公 園	地区公園	c-3	龍ヶ岡公園	4.46	H11.7.1	河川区域占用部分	
		c-4	つくばの里向陽台公園	6.34	H1.4.1		
盆			【小計】	24.93	1	1	
囷	運動公園	e−1	龍ケ崎市総合運動公園	11.80	H14.6.1		都市計画公園
	建到公图		【小計】	11.80	-	-	
		ī	†	68.48	-	-	
公特園殊	風致公園	f-1	蛇沼風致公園	0.53	H11.7.1		
園 殊		ī	†	0.53	-	-	
	緩衝緑地	m-1	_		_	_	
		n−1	龍ケ崎市森林公園	12.74	S61.7.20		
		n-2	川原代第二街区公園内 緑地1	0.00	H18.3.27		
		n-3	川原代第二街区公園内 緑地2	0.00	H18.3.27		
		n-4	川原代第二街区公園内 緑地3	0.00	H18.3.27		
		n-5	1号緑地	0.74	H4.7.8		
		n-6	2号緑地	0.10	H4.7.8		
		n-7	3号緑地	0.90	H4.7.8		
		n-8	松葉2丁目緑地	0.04	H11.7.1		
7		n-9	7号緑地	0.30	H4.7.8		
その他の都市公園		n-10	4号緑地	0.52	H4.7.8		
他	都市緑地	n-11	5号緑地	0.92	H4.7.8		
都	相加加松地	n-12	6号緑地	0.29	H4.7.8		
帯		n-13	8号緑地	0.76	H4.7.8		
公		n-14	9号緑地	0.09	H4.7.8		
园		n-15	10号緑地	0.24	H4.7.8		
		n-16	11号緑地	0.13	H4.7.8		
		n-17	龍ヶ岡1号緑地	0.73	H12.8.1		
		n-18	龍ヶ岡2号緑地	0.89	H12.8.1		
		n-19	龍ヶ岡3号緑地	1.03	H11.7.1		
		n-20	龍ヶ岡4号緑地	0.21	H15.6.16		
		n-21	龍ヶ岡5号緑地	2.21	H23.2.1		
		n-22	龍ヶ岡6号緑地	0.19	H23.2.1		
		n-23	龍ヶ岡7号緑地	0.18	H23.2.1		
		n-24	南が丘緑地	0.14	S61.8	<u> </u>	
			【小計】	23.34	-	-	
	緑道	o-1	城ノ内4丁目緑道	0.01	H11.7.1		
		Ī	†	23.35	-	-	

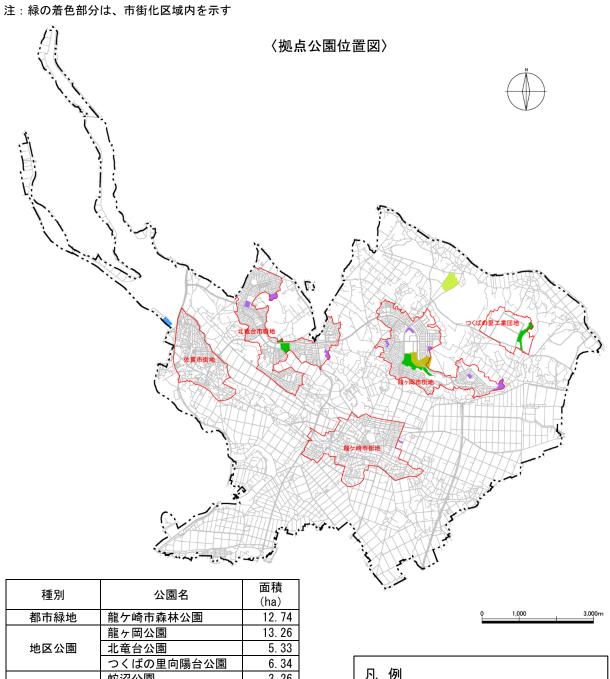
出典:令和2年度都市計画基礎調査を基に作成注:緑の着色部分は、市街化区域内を示す

〈公共施設緑地一覧〉

	No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考				
	r-1	龍ケ岡市民農園	0. 38	H9. 4. 27	設置・管理条例				
	r-2	ふるさとふれあい公園	8. 21	H2. 4. 1	設置・管理条例				
	r-3	小貝川市民運動公園	5. 09	S52. 6. 24	設置・管理条例				
	r-4	農業公園豊作村	1. 17	H11. 4. 1	農業公園				
	r-5	牛久沼水辺公園	3. 00	H18. 7. 5	県と共同で整備				
	r-6	光順田公園	0. 01	H7. 4. 12					
	r-7	花丸分譲地内第一街区公園	0.00	S47. 11. 10					
公共施設	r-8	菅沼住宅公園	0. 01	\$48. 10. 10					
緑地	r-9	愛宕山公園	0. 49	T13. 5. 1					
10水上巴	r-10	久保台2丁目緑地	0.00	H10. 3. 20					
	r-11	龍ヶ岡8号緑地	0. 04	H23. 2. 1					
	r-12	龍ヶ岡9号緑地	0. 26	H23. 2. 1					
	r-13	龍ケ崎市工業団地運動公園・西大塚 川調節池	3. 35	H1. 4. 1	河川区域重複 面積は調整池部分を含まない				
	r-14	龍ケ崎市高砂運動広場	0. 94						
	r-15	横田川運動公園・馴馬防災調節池	1. 79		河川区域重複 面積は調整池部分を含まない				

	No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考
	r-16	大正堀川運動公園・大正堀川防災調 節池	7. 41		面積は調整池部分を含まない
公共施設	r-17	羽原川運動公園・羽原川防災調節池	4. 95		面積は調整池部分を含まない
緑地	r-18	わかさ街区公園	0. 01	R3. 9. 29	
	r-19	龍ケ崎市北文間運動広場	1. 27		
		【小計】	38. 39	-	-

出典:令和2年度都市計画基礎調査を基に作成。r-18, r-19 は市都市施設課資料



種別	公園名	山竹
(生力)	(本)	(ha)
都市緑地	龍ケ崎市森林公園	12. 74
	龍ヶ岡公園	13. 26
地区公園	北竜台公園	5. 33
	つくばの里向陽台公園	6. 34
	蛇沼公園	3. 26
	若柴公園	2. 00
	行部内公園	2. 28
	城南スポーツ公園	0. 54
近隣公園	貝原塚西公園	1. 12
	貝原塚東公園	1.04
	市民健康の森	1. 53
	長峰西公園	1. 11
	長峰東公園	3. 96
運動公園	龍ケ崎市総合運動公園	11.80
公共施設緑地	牛久沼水辺公園	3. 18

凡例 都市緑地(龍ケ崎市森林公園) 地区公園 近隣公園 運動公園(龍ケ崎市総合運動公園) 公共施設緑地(牛久沼水辺公園) 市街化区域] 都市計画区域

(4) 文化財 • 景観

- ◆現在、本市においては、国指定文化財が2件、 国選択文化財が1件、県指定文化財が5件、市 指定文化財が20件、登録文化財が3件、計 31件が文化財として指定されています。
- ◆「龍ケ崎のシダレザクラ(県指定)」などの天然記念物は、そのものが緑の要素となっているほか、「多宝塔(国指定)」などの建造物には、周辺の緑と一体的に歴史・文化的景観を呈しているものも見られます。



県指定天然記念物「龍ケ崎のシダレザクラ」 写真出典:龍ケ崎市 HP

◆また、本市南側に広がる美しい田園景観や牛久沼などの水辺景観は、本市を代表する 景観となっているほか、旧水戸街道沿いでは、立派な門塀を構える家も多く、宿場町 としての面影が残されています。

〈指定文化財一覧〉

指定	名称 [場所等]	種別	指定年月日
	絹本著色十六羅漢像 [金龍寺]	絵画	大正 6 年 4 月 5 日
国	多宝塔 [来迎院]	建造物	平成 18 年 12 月 19 日
国選択	龍ケ崎の撞舞[根町]	無形民俗	平成 11 年 12 月 3 日
	馴馬城跡 [馴馬町]	史跡	昭和 15 年 4 月 5 日
	龍ケ崎のシダレザクラ [般若院]	天然記念物	昭和 28 年 7月 9 日
茨城県	鰐口 [安楽寺]	工芸品	昭和 33 年 3 月 12 日
	丸木舟 [歴史民俗資料館]	考古資料	昭和 50 年 3 月 25 日
	龍ケ崎の撞舞[根町]	無形民俗	平成 22 年 11 月 18 日
	金剛力士立像 [桂昌寺]	彫刻	昭和 53 年 3 月 22 日
	仙台領柱 [歴史民俗資料館]	歴史資料	昭和 53 年 3 月 22 日
	貝原塚おこど囃子 [貝原塚町]	無形民俗	昭和 53 年 3 月 22 日
	道標 [若柴町]	史跡	昭和 53 年 3 月 22 日
	十一面観音像 [慈眼院]	彫刻	昭和 54 年 3 月 22 日
	蓼太句碑 [医王院]	史跡	昭和 54 年 3 月 22 日
	八坂神社本殿 [上町]	建造物	昭和 54 年 3 月 22 日
	板碑[金剛院]	考古資料	昭和 54 年 3 月 22 日
	寒山竹 [上町]	天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
	寒山竹 [大塚町]	天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
龍ケ崎市	竹柏 [大統寺]	天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
	欅 [八坂神社]	天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
	阿弥陀如来三尊像 [阿弥陀寺]	彫刻	昭和 57 年 3 月 25 日
	内行花文鏡 [歴史民俗資料館]	歴史資料	平成 19 年 2 月 28 日
	矢口家長屋門、筆子塚 [大留町]	史跡	平成 26 年 12 月 24 日
	後藤新平筆「自治三訣」 [龍ケ崎小学校]	歴史資料	平成 26 年 12 月 24 日
	石造宝篋印塔(伝平国香供養塔) [安楽寺]	工芸品	平成 27 年 11 月 18 日
	4 号機関車 [歴史民俗資料館]	歴史資料	平成 28 年 11 月 16 日
	山崎家文書 [歴史民俗資料館]	古文書	平成 28 年 11 月 16 日
	龍崎校木造扁額及び龍崎学校扁額 [歴史民俗 資料館]	歴史資料	令和 4 年 11 月 16 日
	旧小野瀬家住宅店舗 [上町]	建造物	平成 16 年 2 月 17 日
登録	旧小野瀬家住宅主屋 [上町]	建造物	平成 16 年 2 月 17 日
	旧諸岡家住宅煉瓦門及び塀 [上町]	工作物	平成 30 年 5 月 10 日
W40 + # A	上去羅漢梅「全勢去」は茶城県去麻山館(水市		「乾ケ崎の培無」は 国選切し

※絹本著色十六羅漢像 [金龍寺] は茨城県立歴史館(水戸市)に寄託。「龍ケ崎の撞舞」は、国選択と 茨城県の複数指定

出典:「令和3年版 龍ケ崎市環境白書 <資料:文化・生涯学習課>」を基に作成

2-3 緑地及び市民等による緑化の現状

(1)緑地の現況

① 緑地の現況量

- ◆現在(2022(令和4)年度)の本市の緑地の現況量の総量は3,976,39haで、 市全域(7,859ha)に対し緑地構成比が50.6%、市街化区域(1,371.1ha)に 対し8.7%となっています。
- ◆前計画(1999(平成11)年度)策定時と緑地構成比を比較すると、市全域では 3.0%(212.21ha)の減少、市街化区域内では 0.1%(1.31ha)の減少となっています。
- ◆本市の緑地をみると、減少してはいるものの、緑地構成比に大きな変化は見られず、特に市街化区域内においては、前計画(1999(平成11)年度)策定時とほぼ変化がない状況にあります。

② 施設緑地

- ◆現在(2022(令和4)年度)の本市の施設緑地全体の面積は、289.38haで、前計画(1999(平成11)年度)策定時と比較すると、1.48ha 増加しています。
- ◆内訳をみると、都市公園(7.78ha 増)と公共施設緑地(6.31ha 増)は、前計画(1999(平成11)年度)策定時よりも増加していますが、民間施設緑地(12.61ha 減)は、減少しています。

③ 地域制緑地

- ◆現在(2022(令和4)年度)の本市の地域制緑地全体の面積は、3,696.61haで、前計画(1999(平成11)年度)策定時と比較すると、204.09ha 減少しています。
- ◆内訳をみると、減少している主な地域制緑地としては、農業振興地域・農用地区域(171.7ha 減)と地域森林計画対象民有林(34.85ha 減)があげられます。
- ◆一方、八代富士浅間緑地環境保全地域(2.3ha)が、2005(平成 17)年6月に 新たに指定されています。その他については、前計画(1999(平成 11)年度) 策定時から、ほぼ変化なしの状況にあります。

前計画(1999 年度)					現況 (2022 年度)			
		市街化	市街化	龍ケ崎市	市街化	市街化	龍ケ崎市	備考
		区域	調整区域	全域	区域	調整区域	全域	ν # 75
		1	2	3=1+2	1	2	3=1+2	
	都市公園	69. 57	15. 01	84. 58	76. 48	15. 88	92. 36	a、※1
	公共施設緑地	19. 12	12. 96	32. 08	17. 84	20. 55	38. 39	a、※2
施	民間施設緑地	3. 55	167. 69	171. 24	7. 01	151. 62	158. 63	a、54 箇所
設	小計 i	92. 24	195. 66	287. 90	101.33	188. 05	289. 38	
緑	施設・地域制緑地				9. 60		9. 60	
地	との重複 ii				3. 00		3.00	
	施設緑地現況量							
	(重複分を除く)	92. 24	195. 66	287. 90	91. 73	188. 05	279. 78	
	iii = i - ii							
	生産緑地	7. 9		7. 9	6.8	0.0	6.8	а
	牛久沼近郊緑地保		302. 0	302. 0	0. 0	302. 0	302. 0	b
	全区域		002. 0	002.0	0.0	002.0	002.0	河川区域と重複
	農業振興地域・農		2, 444. 0	2, 444. 0	0	2, 272. 3	2, 272. 3	b
	用地区域		2, 111. 0	2, 111.0	Ů	2, 272. 0	2, 272. 0	5
	河川区域	18. 2	753. 5	771.7	18. 5	754. 5	773. 0	а
	保安林区域(防風		1.0	1.0		1.0	1.0	a, b ₩₩★₩製画₩
地	保安林)		1.8	1.8	0	1. 9	1.9	地域森林計画対 象民有林と重複
域	地域森林計画対象							外及行称で至反
制	民有林		671.6	671. 6	0	636. 75	636. 75	С
緑	中沼自然環境保全							
地	地域		1. 2	1. 2	0	1. 16	1. 16	b
	八代富士浅間緑地							
	環境保全地域				0	2. 30	2. 30	b
	名勝・天然記念物	2. 2	2. 1	4. 3	2. 2	2. 1	4. 3	d
	小計 iv	28. 3	4, 176. 2	4, 204. 5	27. 5	3, 973. 01	4, 000. 51	
	施設・地域制緑地							
	との重複 v		303. 8	303. 8		303. 9	303. 9	
	地域制緑地現況量							
	(重複分を除く)	28. 3	3, 872. 4	3, 900. 7	27. 5	3, 669. 11	3, 696. 61	
L	vi = iv - v							
緑地	現況量 合計	120. 54	4 060 06	A 100 CO	119. 23	2 0F7 16	2 076 20	
vii=	= iii + vi	120. 54	4, 068. 06	4, 188. 60	119. 23	3, 857. 16	3, 976. 39	
全体	区域面積 viii	1, 366. 0	6, 453. 0	7, 819. 0	1, 371. 1	6, 487. 9	7, 859. 0	е
緑地	構成比	8. 8%	63. 0%	53. 6%	8. 7%	59. 5%	50. 6%	
ix =	= vii∕viii	0. 0%	US. U%	JJ. U%	0. 170	Jy. J/0	JU. U%	

- a:令和2年度 都市計画基礎調査「様式13-1-1 緑地現況調書」を基に作成
- b:令和2年度 都市計画基礎調査「様式4-5-1 法適用状況調書」を基に作成
- c:霞ヶ浦地域森林計画書(霞ヶ浦森林計画区)令和3年 12月 24日を基に作成
- d: 天然記念物として 4 件指定されているが、指定年月日が平成 11 年度以前(前計画策定前)であることから、面積は変更な しとする。平成15年度に史跡として「馴馬城跡」が指定されているが地域森林計画対象民有林と重複
- e:市街化区域は、令和2度 都市計画基礎調査「様式4-2-1 土地利用分類別面積・構成比総括調書」、龍ケ崎市全域面積 は、「令和3年版 統計りゅうがさき」
- ※1:龍ヶ岡公園 4.46ha 河川区域と重複
- ※2:龍ケ崎市工業団地運動公園・西大塚川調節池 3.35ha、横田川運動公園・馴馬防災調節池 1.79ha 河川区域と重複
- ※ 龍ケ崎市は全域が都市計画区域
- ※ 前計画の数値は平成9年1月1日時点の値

参考:都市公園等の緑地の現況(詳細)

				前計画(1	999 年度)		現況(2022 年度)				
			市街化区域 龍ケ崎市全域		市街化区域 龍ケ崎			市全域	備考		
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
		街区公園 ①	55	10. 56	60	12. 13	89	12. 99	95	14. 93	
		近隣公園 ②	7	14. 62	8	15. 17	8	16. 28	9	16. 83	
	基幹公園	地区公園 ③	3	36. 56	3	36. 56	3	24. 93	3	24. 93	
±217	基 群公图	運動公園 ④					1	11.80	1	11.80	※ 1
都市		計 ⑤= Σ①~⑤	65	61. 74	71	63. 86	101	66. 01	108	68. 48	
公園	特殊公園	風致公園 ⑥							1	0. 53	
图	70110	都市緑地 ⑦	15	7. 83	18	20. 72	22	10.46	24	23. 34	
	その他の	緑道 8					1	0. 01	1	0. 01	
	都市公園	計 9=⑦+8	15	7. 83	18	20. 72	23	10. 47	25	23. 35	
	都市公園	計 1D=5+9	80	69. 57	89	84. 58	124	76. 48	134	92. 36	
公共	公共施設緑地 ⑪			19. 12		32. 08	11	17. 84	19	38. 39	
都市	都市公園等 合計 ⑫=⑩+⑪			88. 69		116. 66	135	94. 32	153	130. 75	
令和	令和2年国勢調査人口(人) ③			51, 344		72, 179		62, 844		76, 420	
	一人当た	都市公園 (4)=(10/(3)		13. 55		11. 72		12. 17		12. 09	
	面積 (/人)	都市公園等 ⑮=⑫/⑬		17. 27		16. 16		15. 01		17. 11	

出典:令和2年度 都市計画基礎調査 様式 13-1-1 緑地現況調書、令和2年国勢調査を基に作成

※1:運動公園の一部は市街化調整区域に整備されているが、大半は市街化区域内のため、市街化区域内に記載

※ 前計画の数値は平成9年1月1日時点の値

(2) 市民等による緑のまちづくりに係る取り組み状況

- ① 協働による取り組み
 - ◆緑地保全に係る活動としては、「巨樹・古木調査報告書作成事業」、緑化に関わる活動としては、「小貝川、牛久沼流域の環境美化活動」、「芝桜によるたつのこ山美観創出事業」、「文化会館・中央図書館エリア花植え美化活動」、農地保全に係る活動としては、「龍ケ崎グリーン・ツーリズム(アグリツーリズム)のための人材育成と組織化事業」、「「農業って楽しい!」を絵本で子どもたちへ。」、「休耕地を活用したひまわり迷路&ひまわり油づくり」などが、これまで協働事業提案制度として関係団体等と協働で実施されてきました。
 - ◆現在も団体自らが自立し、自主的に事業を実施しているものもあり、協働による 取り組みが継続して進められています。

〈協働事業提案制度の実施状況〉

区分	事業名等	実施団体① 協働事業担当課②	内容	備考
緑地保全	巨樹·古木調査報 告書作成事業	①お宝の木発掘委 員会 ②環境対策課	・自然環境を専門とする団体と連携し、 地域のシンボルとなる巨樹・古木等を 発掘し、分かりやすく親しみやすい冊 子を作成	行政提案 型協働事 業
緑化	小貝川、牛久沼流 域の環境美化活動	①小貝川・花とふ れあいの輪 ②下水道課	・小貝川堤の荒地を花畑に変える活動を 通じ、美化意識の醸成とふれあいの輪 を広げ、龍ケ崎にふさわしい景観と憩 いの場を形成	市民提案型協働事業
	芝桜によるたつのこ山美観創出事業	①たつのこ山芝桜 実行委員会 ②施設整備課(都 市施設課)	・龍ケ崎市のランドマークともいえる 「たつのこやま」に新たな観光資源の 一つとして山のすそ野に芝桜を植え込 み、美観を創出し、市民はもとより近 隣から人を呼び込める観光スポットを 形成。	市民提案型協働事業
	文化会館・中央図 書館エリア花植え 美化活動	①子供とまちを見 守る会 ②文化・生涯学習 課	・文化会館・中央図書館に至るアプローチと施設玄関周辺を四季の花植えと手入れを行うことで市民の憩いの場、親しめる美しい場所を実現	市民提案型協働事業
農地保全	龍ケ崎グリーン・ ツーリズム(アグリツーリズム)のための人材育成と 組織化事業	①NPO 法人バイ オライフ②まちづくり推進 課(農業政策 課)	 ・グリーンツーリズム(アグリツーリズム)を推進するために、農業技術・宿泊施設などのノウハウを身につけるテキストの作成及び推進協議会等の組織を設置 ・都市部から人を呼び込み、自然体験や農業体験を実施するため、グリーンツーリズムを理解してもらうための講演会や収穫体験などを行うとともに、人材の育成と組織化づくりを目的とした事業を実施 	市民提案型協働事業
	「農業って楽し い!」を絵本で子 どもたちへ。	①AGRIBATON PROJECT ②コミュニティ推 進課	・次世代を担う子どもたちに、まず農業の楽しさを知ってもらうことで、そこから"本当の豊かさとは何か"を伝え、将来の職業の選択肢の一つに農業を考えてくれる子どもを一人でも多く育てていくことを目的に、そのためのきっかけづくりとして、絵本を制作。制作した絵本について、その周知などのPR事業を市と協働で実施	市民提案型協働事業
	休耕地を活用した ひまわり迷路&ひ まわり油づくり	①NPO 法人バイ オライフ ②農業政策課	 ・地域資源である市内の休耕地を活用し、作物栽培や迷路遊び、加工の楽しさを体感するイベントの開催。 ・ひまわりの種蒔き体験、迷路作り、迷路開放、種収穫体験、油搾り&調理体験の全5回の参加型イベントを通して、市民のコミュニティづくり、子育て環境の向上、青少年のものづくりへの興味喚起、景観向上、農業振興、地産地消促進といった効果に繋げることを目的とした事業 	行政提案 型協働事 業

出典:龍ケ崎市 HP 「市民活動・地域情報サイト 協働事業提案制度実施状況」を基に作成

- ② 龍ケ崎市緑化推進協議会・龍ケ崎市民環境会議による取り組み
 - ◆龍ケ崎市緑化推進協議会においては、学校・職場などで募金活動を実施しています。また、その募金を活用し、小中学校・龍ケ崎市駅東ロロータリー内の緑化活動などの支援や、緑の少年団活動事業などを実施しています。
 - ◆龍ケ崎市民環境会議の自然環境部会では、市内にある森林を里山として再生し、 動植物が住みやすい自然環境作りに取り組んでいるほか、谷津田の保全活動、龍 ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)への登録による蛇沼公園・若柴 公園・谷津田斜面林の環境美化活動などを実施しています。
- ③ 地区計画等の制度に基づく市民等による緑化
 - ◆現在、地区計画(3地区)や建築協定(7地区)等が定められた区域内の一部では、制度に基づき、住宅や事業所での垣柵化などが進められています。
 - ◆また、「工場立地法」及び「龍ケ崎市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」により定められた緑地面積率に基づき、特定工場敷地内の緑地確保が行われています。

■ 3 市民意向の把握

本市では、2021(令和3)年度に、市民を対象とした緑に関する市民アンケート調査を 実施しています。以下に、その調査結果の概要を整理します。

3-1 調査概要

調査対象:市民から 2,000 人を無作為抽出

調査方法:郵送による配布・回収

調査期間: 2021 (令和3) 年 10月~11月

回収結果:

配布数 ①	回収数 ②	回収率 2/1
2,000 通	767 通	38.4%

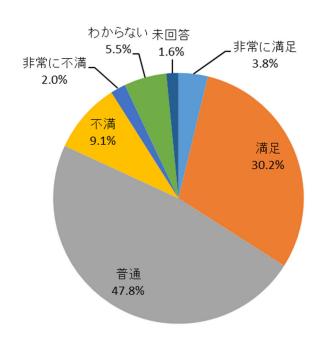
3-2 市民意向の概要

市民アンケート調査は、大きく分けて「龍ケ崎市のみどりについて」、「龍ケ崎市の公園について」、「みどりとの関わりについて」といった、3項目について聞きました。 以下に、調査結果を抜粋します。

■龍ケ崎市のみどりについて

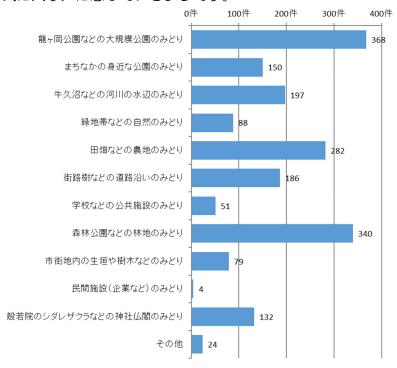
<みどりに対する満足度>

「非常に満足」と「満足」で約34%、「不満」と「非常に不満」で約11%でした。「普通」の評価が約48%ですが、全体としては、概ねみどりに対して満足している傾向がみられます。



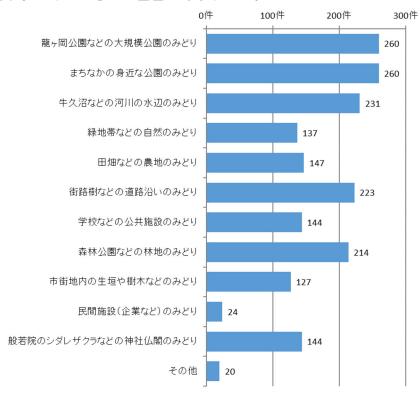
〈印象的(お気に入り)なみどり〉[3件までの複数回答]

「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「森林公園などの林地のみどり」、「田畑などの農地のみどり」が上位 3 位までを占め、ある程度まとまったみどりが印象的(お気に入り)に感じているようです。



く今後、増やす・守るべきみどり>[3件までの複数回答]

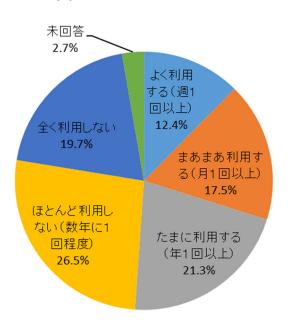
「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「まちなかの身近な公園のみどり」が 260 件と同数にて、一番多い回答となりました。3 番目には「牛久沼などの河川の 水辺のみどり」、4 番目には「街路樹などの道路沿いのみどり」、5 番目には「森林 公園などの林地のみどり」といった結果になりました。様々な種類のみどりについて、今後、増やす・守るべきとの回答がありました。



■龍ケ崎市の公園について

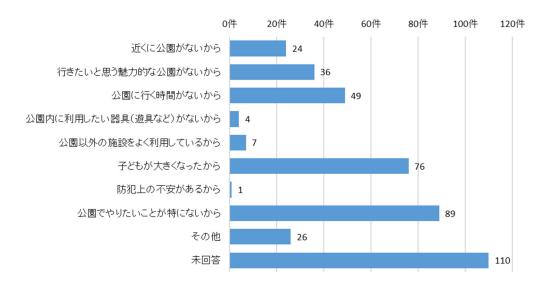
<公園の利用頻度>

「たまに利用する(年1回以上)」、「ほとんど利用しない(数年に1回程度)」、「全く利用しない」といった、月1回以下の利用頻度は7割弱を占めました。利用頻度が低い状況にあるようです。



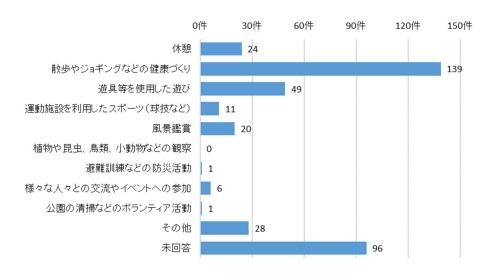
<利用しない理由>

利用しない理由としては、「公園でやりたいことが特にないから」といった回答が目立ちました。「子どもが大きくなったから」という回答も多く、公園利用の一つに、子どもの遊び場であることが分かります。



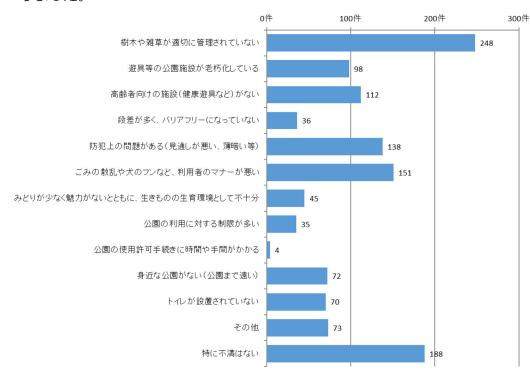
<普段の公園の利用方法>

一方で、利用している方は、「散歩やジョギングなどの健康づくり」といった回答が多く、公園が利用者にとって、日々の健康維持や健康増進に欠かせない場所であることが分かります。



<公園について不満に思うこと>[3件までの複数回答]

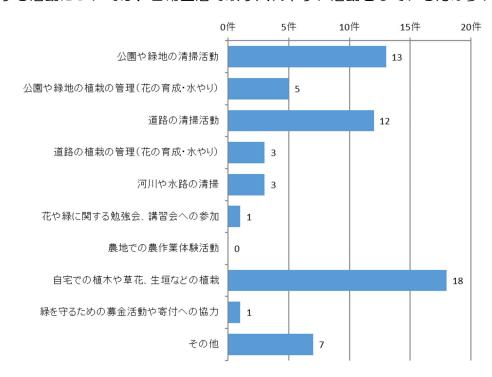
「樹木や雑草が適切に管理されていない」という回答が一番多くあり、管理の難しさを感じる結果となりました。一方で、「特に不満はない」という結果も多くありました。



■みどりとの関わりについて

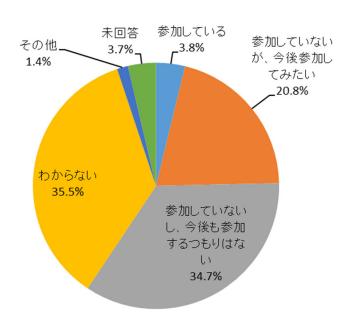
〈みどりに関する活動〉[当てはまるもの全て選択の複数回答]

みどりに関する活動は、「自宅での植木や草花、生垣などの植栽」、次いで「公園や緑地の清掃活動」、「道路の清掃活動」が多い結果となりました。みどりに関する活動については、日常生活で取り入れやすい活動をしている方が多いようです。



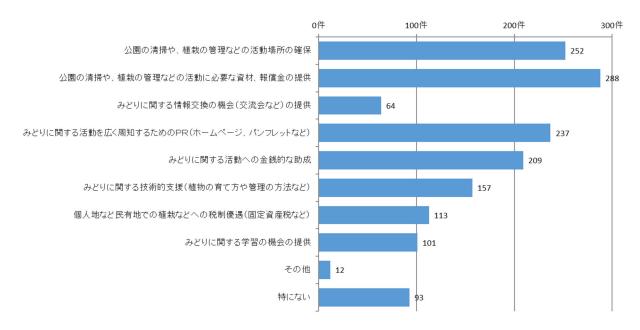
<みどりに関する活動への参加度>

「参加している」と「参加していないが、今後参加してみたい」で約 25%を占めました。また、「わからない」が約 36%あり、今後の参加者増に向けては、活動の内容企画・周知方法等の工夫が求められます。

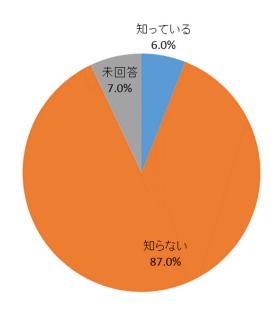


〈必要と考える行政からの支援〉[3件までの複数回答]

みどりに関する活動を行う上で、必要と考える行政からの支援については、「公園の清掃や、植栽の管理などの活動に必要な資材、報償金の提供」が一番多く、次いで、「公園の清掃や、植栽の管理などの活動場所の確保」、「みどりに関する活動を広く周知するためのPR(ホームページ、パンフレットなど)」、「みどりに関する活動への金銭的な助成」という結果となりました。みどりに関する活動において、必須項目である資金、場所、広報に特化した結果となりました。



<みどりに関する活動(公共施設里親制度)に対する認知度> 87%の方が「知らない」と回答しました。制度周知等、今後の対応策が必要だ と考えられます。



■ 4 本市における緑に係る施策等の取り組み状況

ここでは、現在、本市で実施している緑に係る施策等の取り組み状況について、関係各課へのヒアリング結果や近年の緑の動向を踏まえ、「緑の保全」、「緑の創造」、「緑の活用」、「市民等との協働」に区分して整理します。

4-1 緑の保全に係る取り組み状況

- (1)本市の骨格をなす樹林地・河川等の緑の保全について
 - ① 台地部の平地林や段丘の斜面緑地の保全について
 - ◆保安林や地域森林計画対象民有林については、快適な環境形成の機能維持・増進を図っていくため、龍ケ崎市森林整備計画に基づき、森林整備を進めています。
 - ◆本市の八代町に位置する八代富士浅間神社と周辺の湿地については、貴重な自然環境を構成していることから、2005(平成17)年6月、県から「八代富士浅間緑地環境保全地域」として指定を受けています。
 - ◆その他の樹林地等については、森林がもつ公益的機能を確保するため、枯損の防止や森林保護の取り組みの啓発により、適正な管理を推進しています。

② 牛久沼や小貝川などの水辺の保全について

- ◆本市を代表する水辺である牛久沼は、全体が「牛久沼近郊緑地保全区域(1969 (昭和44)年3月28日)」に指定されているほか、中沼については、県から 「中沼自然環境保全地域(1974(昭和49)年3月30日)」として指定され、 保全を図っています。
- ◆例年3月に「牛久沼流域清掃大作戦」として、流域における市民参加の清掃活動 を実施しているほか、市民ボランティア(No!ポイサポーター)によるポイ捨て ごみの回収などが行われています。
- ◆牛久沼や小貝川などの河川の水質改善のため、本市では、公共下水道事業や農業 集落排水事業を計画的に進めてきました。現在(2022(令和4)年3月31日 現在)の公共下水道の普及率は、84.5%、水洗化率は、93.6%となっています。 農業集落排水事業(計画区域49ha)については、既に整備が完了しており、現 在(2022(令和4)年3月31日現在)の水洗化率は、74.7%となっていま す。また、公共下水道等の計画区域外については、合併浄化槽の普及促進を図っています。

(2) 一団の優良な農地の保全について

- ◆農業振興地域内の一団の優良農地については、農用地区域に指定し、農地の保全を図っています。
- ◆人材育成、農業生産基盤の整備、施設の近代化などに対する支援や農産物の特産 化の促進などにより、農業の振興を図り、農地の保全を図っています。

(3) 市街地における身近な緑の保全について

- ① 都市公園等について
 - ◆既存の都市公園等の緑については、計画的な樹木等の剪定等により適切な維持管理を行っています。
 - ◆一部の都市公園等においては、龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)を導入しています。

② 市街化区域内の農地について

- ◆市街化区域内の農地は、生産緑地とそれ以外の農地に分けられます。
- ◆生産緑地については、生産緑地法の規定により、営農が義務付けされていますが、農業従事者の死亡等により、営農が困難となった生産緑地は、行為の制限が解除され、宅地化されている状況です。なお、生産緑地としての指定期間30年を経過する生産緑地については、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発を行い、市街化区域内の農地の保全を図っています。
- ◆それ以外の農地は、農地以外の利用をする場合は、農地転用の届出を行ってもらっています。

③ 名木等の保全について

- ◆市民等に対し、市内の名木等の保全を促すため、「龍ケ崎のお宝の木 巨樹・古木」を2013(平成25)年3月に発刊しています。
- ◆また、県指定文化財のシダレザクラについては、補助金制度を活用して樹勢回復に努めているほか、市指定文化財の寒山竹(上町・大塚町)・欅(上町八坂神社)・竹柏(大統寺)については、説明板の設置や文化財マップへの掲載などにより周知と保護に努めています。

4-2 緑の創造に係る取り組み状況

(1) 民有地の緑化に係る取り組みについて

- ◆市街化区域内においては、地区計画の制度に基づき、地区計画区域内の一部で垣柵化 による緑化を進めています。
- ◆また、中高層建築物等指導要綱に基づく集合住宅の緑化、工場立地法による工場等の 緑地の確保などが進められています。

(2)都市公園等の整備について

- ◆1999(平成 11)年度以降に、土地区画整理事業が実施された区域では、適切に公園等を配置しています。
- ◆「住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)」については、居住人口に応じて、配置・整備を行っており、前計画策定時の1999(平成11)年7月よりも、市街化区域内の住区基幹公園は、36箇所(71箇所→107箇所)増加しています。

◆また、「都市基幹公園」として、2002(平成 14)年6月に「龍ケ崎市総合運動公園」を、「特殊公園」として、1999(平成 11)年7月に「蛇沼風致公園」を整備しているほか、「その他の都市公園(都市緑地、緑道)」として、7箇所(18箇所→25 箇所)の整備が進められました。

(3) 公共施設等の緑化に係る取り組みについて

- ① 公共施設等における緑化について
 - ◆市施設においては、既存植栽等の計画的な剪定等を行い、良好な状態で維持・保 全を図っています。
 - ◆本市の小・中学校においては、すべての学校で、毎年、夏にグリーンカーテンの 設置を実施しているほか、2009(平成21)年度には、馴柴小学校の校庭の芝生 化を実施しています。
 - ◆その他、本市が設置している市営住宅、文化施設、各地域のコミュニティセンター、「つぼみ園」などの福祉施設、保育所などにおいては、それぞれの施設の現 状等に応じた施設緑化に取り組んでいます。

② 沿道緑化について

- ◆市街化区域内の道路の多くは、土地区画整理事業により道路整備が進められ、主要な幹線道路等には、街路樹や植栽帯等が整備されています。
- ◆整備された街路樹については、毎年、民間事業者への委託や直営作業により、道路の除草や剪定などを実施しています。
- ◆一部の街路樹には、樹名板が設置されている木もありますが、新たに樹名板の設置はしていない状況にあります。

(4) 水と緑のネットワーク化等に係る取り組みについて

- ◆本市の、水と緑の拠点とネットワーク形成についての基本的な考え方と形成方針は、 「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」において位置づけています。
- ◆牛久沼などの護岸整備を検討する際などには、生息する二枚貝類等に配慮した工事等 を検討しています。

4-3 緑の活用に係る取り組み状況

(1)都市公園等の有効活用について

- ◆既存の都市公園等においては、利用者ニーズ等を反映していくため、公園規模に応じて、必要なバリアフリー化を実施しています。
- ◆「龍ケ崎市総合運動公園」や「龍ケ崎市森林公園」などの都市公園は、地域イベント や健康増進、自然とのふれあいの場などとして活用を図っています。

(2) 緑を活用した防災機能について

- ◆2002(平成 14)年度に整備された運動公園、近隣公園及び街区公園等については、火災や地震などの災害発生時の指定緊急避難場所や、自主防災組織の一時避難場所等に位置づけられています。
- ◆都市計画道路をはじめとした幹線道路の整備により、災害発生時の避難路や火災時の 延焼防止、救援活動の際の交通・輸送路としての活用が図られています。
- ◆調節池内のオープンスペースに、野球場やサッカー場等のスポーツ施設を整備し、市 民に開放しています。

(3) 耕作放棄地等の農地の活用について

◆耕作放棄地、遊休農地については、茨城県農地中間管理機構を通して中核農家等への 斡旋を行い、その活用を図っています。

(4) 地域資源としての緑の活用について

- ◆市の管理下にある歴史的建造物・遺産等については、保全及び周辺環境の整備を行っています。指定文化財等に説明板の設置を進めているほか、重要な指定文化財の所在については、案内サインを沿道に設置しています。
- ◆コミュニティセンターの対象区域ごとに「てくてくロード(健康の散歩道)」を指定 し、13 コースすべてを歩いた方に「完歩賞」と称し、表彰するなど、ウォーキング を推奨し、市民の健康維持に努めています。

4-4 市民等との協働による取り組み状況

(1) 市民との協働による取り組みについて

- ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)による公園等の維持管理、緑の少年団などの活動を推進しているほか、協働事業提案制度により緑化活動が行われています。
- ◆カブトムシ産卵床を、公園や小学校等の敷地内に設置し、カブトムシが自然に生息できる状況を維持しているほか、2018(平成30)年度からは、牛久沼の水質浄化を目的として、アカミミガメの除去、2019(令和元)年度からは、二枚貝類の放流に向けた増殖実証実験(モリタニング)などを実施しています。

(2)緑の学習機会について

- ◆龍ケ崎市の自然環境について学ぶ「こども環境教室」、龍ケ崎市民環境会議による 「出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査」、近隣自治体と連携した「小野 川探検隊」などを開催しています。
- ◆学校教育においては、緑の募金活動や緑の少年団などによる緑に関する学ぶ機会を推進しているほか、学校農園(15校)や農業体験(7校)を実施しています。

(3) 緑に係る情報提供について

◆現在、本市においては、関係各課と連携を図りながら、広報やポスター等により、緑に係る情報の広報・周知を行っています。

(4) 緑に係る取り組みの推進体制について

- ◆庁内においては、関係各課が連携を図りながら緑に係る取り組みを推進し、必要に応 じて推進体制等の構築をしています。
- ◆関係機関等との連携としては、牛久沼の活用について、周辺自治体(取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、河内町)と広域的なまちづくりを推進することを目的に、牛久沼周辺の5市1町の首長が構成メンバーとなる「牛久沼周辺首長会議」を開催しています。
- ◆また、龍ケ崎市緑化推進協議会、龍ケ崎市民環境会議と連携し、学校や公共施設等の 緑化、森林(里山)の保全等を行っています。

■ 5 緑に関する課題の整理

ここでは、本市の緑の現況、上位関連計画等の位置づけ、市民意向、本市の緑に係る施策の取り組み状況等を踏まえ、本市の緑に関する課題を整理します。

5-1 緑の保全に関する課題

(1) 本市の骨格をなす樹林地・河川等の緑の保全

- ◆山間部を持たない本市において、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川 などの水辺の緑地は、本市の骨格をなす貴重な緑です。
- ◆市民アンケート調査においても、「森林公園などの林地のみどり(5 位/12 項目)」や「牛久沼などの河川の水辺のみどり(3 位/12 項目)」は、「今後、増やす・守るべきみどり」として、上位の回答を得ています。
- ◆台地部の平地林や段丘の斜面緑地の大部分を占める保安林や地域森林計画対象民有林については、今後とも、龍ケ崎市森林整備計画に基づく保全を図るとともに、森林法や「八代富士浅間緑地環境保全地域」の指定により森林・緑地の保全を図る必要があります。
- ◆牛久沼や小貝川などの水辺の緑地については、「牛久沼近郊緑地保全区域」、「中沼 自然環境保全地域」の指定による行為制限によって保全を図るとともに、水質浄化な どの関連施策と連携を図りながら、水辺環境の保全を図る必要があります。
- ◆あわせて、樹林地や水辺の緑地などがもつ公益的機能等の周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図っていく必要があります。

(2) 一団に広がる優良農地の保全

- ◆本市の南部に広がる一団の農地は、古くから都市部等への食糧供給の役割を担い、市 民生活においては、良好な生活環境の基盤となっているとともに、四季折々に多彩な 姿を楽しむことのできる本市の原風景ともなっています。
- ◆市民アンケート調査においても、「田畑などの農地のみどり(3 位/12 項目)」は、「本市の印象的なみどり」として、上位の回答を得ています。
- ◆しかし、近年の本市の農地は、農業従事者の減少や高齢化の進行による担い手の不足、農産物価格の低迷など、農業をとりまく環境の変化により、減少傾向にあります。
- ◆農地は、農作物を生産する場のほか、雨水を一時的に貯留することや地下に浸透させて地下水をふやすこと、また、生物の生育・生息の場など、多様な機能を有しています。近年は、気候変動の影響などにより、農地の有する機能の重要性が高まっています。
- ◆2017(平成 29)年の都市緑地法の改正において、あいまいな位置づけであった農地が、緑地として明確化され、今後は農地の有する機能を活用した取り組みを位置づけることが可能となりました。

◆上記を踏まえ、農業活動を支える基盤として、また、市民の生活環境の向上や景観資源として、今後とも、農業振興や法規制等による営農の継続や無秩序な開発の抑制などを図り、一団に広がる優良農地を保全していく必要があります。

(3) 市街地における身近な緑の保全

- ① 都市公園等の緑の適正な維持管理
 - ◆現在、既存の都市公園等の緑については、計画的な樹木等の剪定などによる維持 管理が実施されているほか、一部の公園においては、市民等との協働による維持 管理(龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度))を進めています。
 - ◆市民アンケート調査においても、「まちなかの身近な公園のみどり(1位/12項目)」は、今後、増やす・守るべきみどりとして、第1位の回答を得ています。
 - ◆上記を踏まえ、今後とも、現在の取り組みを継続し、身近な緑として保全を図るとともに、市民等に長く愛される公園としていくため、市民等との協働による維持管理(龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度))を広げていく必要があります。
 - ◆市民アンケート調査においては、「龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)」についての認知度が低い(「知っている」の回答率:6.0%)ことから、まず、情報提供の強化などにより制度などの周知を進め、市民等との協働による維持管理へとつなげていく必要があります。

② 市街化区域内の農地(生産緑地)の保全

- ◆2022(令和4)年10月末時点の本市の生産緑地の面積は、6.55haですが、農業従事者が死亡する等、営農が困難となった場合は、生産緑地が解除され、宅地化されている状況です。また、2022(令和4)年を迎え、生産緑地の指定から30年が経過し、理由の如何を問わず生産緑地の解除を行うことができるようになりました。
- ◆上記を踏まえ、既存の生産緑地の保全を図るため、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発を図りましたが、数件の生産緑地については、特定生産緑地の指定には至らない現状もみられ、引き続き特定生産緑地制度の啓発を図りつつ、生産緑地の保全を図っていく必要があります。

③ 街路樹の適正な維持管理

- ◆市街化区域内の道路については、主要な幹線道路等に街路樹や植栽帯等が整備されています。市民アンケート調査においても、「街路樹などの道路沿いのみどり (4位/12項目)」は、「今後、増やす・守るべきみどり」として、上位の回答を得ています。
- ◆現在、道路に整備された街路樹や植栽帯は、民間事業者への委託や直営作業により、除草、剪定などが行われ適正な維持管理が行われています。
- ◆上記を踏まえ、今後とも、街路樹の適正管理を継続し、緑豊かな市街地として保 全していく必要があります。

④ 名木等の保全

◆2013(平成25)年3月に発刊された「龍ケ崎のお宝の木 巨樹・古木」に掲載されている名木や天然記念物などの樹木等については、地域の歴史・文化・自然などを伝承する貴重な資源であることから、今後とも、所有者等と連携を図りながら保全に努めていく必要があります。

5-2 緑の創造に関する課題

(1) 身近な公園の整備

◆本市においては、土地区画整理事業とあわせ、住区基幹公園等の整備を計画的に進めてきました。現在の本市の都市公園の人ロー人当たりの面積は 12.09 ㎡と、全国・ 茨城県と比較しても高い水準にあります。

	本市*	茨城県	全国
都市公園の人口一人当たりの面積	12.09 ㎡/人	10.0 ㎡/人	10.7 ㎡/人

出典:国土交通省 都市公園データベース R2 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況 ※本市のデータは、P27 参照

◆今後は、本市においても、人口減少が予測されていることなどを踏まえ、既存の都市 公園の適正な維持管理、有効活用などを基本とし、社会経済情勢の変化等により市民 ニーズの変化や高まりなどにより、その必要性が生じた場合などに、新たな公園整備 を検討していく必要があります。

(2)公共施設等の緑化の推進

- ① 公共施設等の緑化の推進
 - ◆現在、本市が設置している公共施設の大半において、施設緑化に取り組んでいます。
 - ◆今後とも、現在の取り組みを継続していくとともに、新たな施設整備を計画する際には、植栽帯の設置や緑を活かした憩い空間の創出等を検討し、公共施設の緑化を推進していく必要があります。
 - ◆一方、国・県・公共交通機関等の施設に対し、今後は、必要に応じ、緑豊かな都市環境を創造していくため、緑化等に係る要請などを実施していく必要があります。

② 沿道緑化の推進

- ◆交差点付近においては、交通上の安全性を確保するため、見通しを良くする必要があり、街路樹等の整備が難しい現状であるほか、街路樹の成長とともに維持管理の負担が大きくなることが懸念されます。
- ◆こういった現状等を踏まえ、今後、道路の新設・改良などを実施する際には、交通上の安全性を確保するとともに、街路樹等の整備が必要であるかの検討を行い、メリハリをつけた沿道緑化を推進していく必要があります。
- ◆また、必要に応じ、国・県に対し、国道・県道の緑化の充実などを要請していく 必要があります。

(3) 民有地の緑化の推進

- ◆現在、市街地においては、地区計画や建築協定が定められた区域内の一部では、制度に基づき、戸建て住宅等の垣柵化、中高層建築物等指導要綱による指導等による集合住宅の緑化、工場立地法、地区計画等による工場等の緑化などが進められています。
- ◆また、県では、茨城県地球環境保全行動条例に基づき「茨城県緑化判断基準」を定めており、事業者の緑化に関する判断の基準として、目標とする緑地面積比率等を示しています。
- ◆農村地域においては、農村環境の保全などを実施する農業者や地域住民に対する支援 を実施しており、一部地区では、農村地域の緑化などに取り組んでいます。
- ◆今後は、現在の制度等による取り組みを継続していくとともに、市民・事業者等への 身近な緑の創出の必要性についての啓発等を強化し、民有地における緑化を促進して いく必要があります。
- ◆将来的に、緑化に対する市民・事業者の意識が高まった場合、または、新たに土地区 画整理事業等を実施する際には、地区計画や緑化重点地区等の指定についても検討し ていく必要があります。

(4) 水と緑のネットワーク化の推進

- ◆本市の、水と緑の拠点とネットワーク形成についての基本的な考え方と形成方針は、 「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」において位置づけていることから、こ の方針等に基づき、水と緑のネットワークを形成していく必要があります。
- ◆また、今後、牛久沼の活用や河川等の整備を進める際には、生態系や生育環境の維持 と保全に配慮した方針を検討し、水と緑のネットワーク化を推進していく必要があり ます。

5-3 緑の活用に関する課題

(1) 既存公園の魅力の向上

- ① 既存公園のリニューアルによる魅力の向上
 - ◆市民アンケート調査においては、「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」と 「まちなかの身近な公園のみどり」が、「今後、増やす・守るべきみどり」とし て、同率第1位の回答を得ています。
 - ◆一方で、公園の利用頻度は、「月1回以下」が7割弱を占め、利用頻度が低い状況にあり、利用しない理由としては、「公園でやりたいことが特にない」などが主な理由としてあげられています。
 - ◆現在、本市においては、利用者ニーズ等を反映していくため、既存の都市公園の公園規模に応じて、必要なバリアフリー化を実施している状況にありますが、今後は、導入機能等を見直し、市民等が「利用したい・行ってみたい」と思うような公園としての魅力の向上を図ることが必要です。
 - ◆特に、大規模公園については、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」の施策の一つである「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」において、「大規模公園の活用」が位置づけられており、利用者ニーズとあわせ、それぞれの公園の特徴を活かしたリニューアルを検討し、本市のにぎわいを創出する交流拠点としての活用を推進していく必要があります。また、リニューアル時期については、既存公園施設等の老朽化などを踏まえ、優先順位を明確化し、効率的・効果的な再整備を検討していく必要があります。

② 官民連携による公園の魅力の向上

- ◆現在、本市では、「龍ケ崎市森林公園」の管理運営業務を民間事業者に委託しているほか、「龍ケ崎市総合運動公園」、「ふるさとふれあい公園」、「農業公園豊作村」では、指定管理者制度を導入し、維持管理運営を行っています。さらに龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)において、市民参加による公園の維持管理を推進しています。
- ◆市民のニーズ等に対応したリニューアルを検討し、長く市民に愛される公園としていくとともに、Park-PFIなどの民間活力を活用した新たな公園の管理運営手法の導入なども視野に入れ、既存都市公園等の魅力の向上を検討していく必要があります。

(2) 防災機能としての緑の活用

- ◆現在、既存の都市公園等(運動公園、近隣公園及び街区公園等)は、火災や地震などの災害発生時の指定緊急避難場所や、自主防災組織の一時避難場所等に位置づけられているほか、都市計画道路をはじめとした幹線道路は、災害発生時の避難路や火災時の延焼防止、救援活動の際の交通・輸送路となっています。
- ◆今後とも、都市公園等の緑や幹線道路の街路樹等の適正な維持管理を図り、防災機能 の維持・拡充等を検討していく必要があります。

(3) 農業とのふれあいの場としての農地の活用

- ◆市内には、農業体験ができる公設公営のレンタル農園が板橋町と貝原塚町の2箇所にあり、身近な自然に親しみ、農業体験を通して健康的なレクリエーションを行う場として市民等に提供しています。また、学校教育においては、学校農園や農業体験を実施しています。
- ◆今後とも、農業とのふれあいの場として、既存農地等の有効活用を継続していくとと もに、市民の身近な緑ともなっている生産緑地の農地については、保全とあわせ、市 民ニーズ等を踏まえながら、活用を検討していく必要があります。

(4) 地域資源としての緑の有効活用

- ◆本市においては、コミュニティセンターの対象区域ごとに、本市の歴史・文化・史跡 そして自然などに触れながら楽しむことのできる散策コース「てくてくロード(健康 の散歩道)」を設定し、市民等の健康増進に活用しています。
- ◆各コースにおいては、歴史・文化的資源(天然記念物・名木等)、田園風景、水辺、 公園などの緑に係る資源も数多くとりあげられています。
- ◆また、宿泊施設が整備されている「龍ケ崎市森林公園」や、白鳥や水鳥たちが飛来・ 生息する「牛久沼」は、本市を代表する観光資源となっています。
- ◆今後とも、地域資源としての緑の活用を図り、市民の憩いの場・健康増進の場・観光振興の場等としての活用を促進していく必要があります。
- ◆特に、牛久沼については、2022(令和4)年12月に策定された「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」において、「交流の拠点としての牛久沼の有効活用」がリーディングプロジェクト(魅力創造プロジェクト)として位置づけられており、関係自治体等と連携しながら、牛久沼周辺の活用を促進していく必要があります。

5-4 市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題

(1) 市民、事業者等との協働による取り組みの推進

- ◆現在、本市においては、緑地保全、緑化、農地保全等に係る市民との協働による取り 組みが行われているほか、龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)による 公園等の維持管理、ボランティアや NPO 団体等による緑化活動などが実施されてい ます。
- ◆市民アンケート調査においても、「公園の清掃や、植栽管理などの活動に必要な資材、報償金の提供(1位/10項目)」や「公園の清掃や植栽の管理などの活動場所の確保(2位/10項目)」が、「必要と考える行政からの支援」として、上位の回答を得ています。
- ◆今後も、多くの市民等が参加できる協働による取り組みを継続して実施し、緑の保全の意識啓発につなげていくとともに、公園等の維持管理、樹林地・水辺等の保全活動を行う団体等に対し、支援等の拡充を検討していくことが必要です。

(2) 緑の学習機会の拡充

- ◆現在、本市においては、こども環境教室や、龍ケ崎市民環境会議による出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査、近隣自治体と連携した「小野川探検隊」などが 開催されています。
- ◆学校教育では、緑の募金活動や緑の少年団等による緑の学習機会を提供しているほか、学校農園や農業体験などが実施されています。
- ◆こういった緑の学習機会を継続・拡充し、市民や次代を担う子どもたち等に対し、緑の保全に関する意識の啓発を行っていく必要があります。

(3) 緑に係る情報提供の強化

- ◆現在、本市では広報やポスターにより、緑に係る情報提供を行っています。
- ◆市民アンケート調査において、「みどりに関する活動を広く周知するための PR(ホームページやパンフレットなど)(3位/10項目)」が、「必要と考える行政からの支援」として、上位の回答を得ています。
- ◆市民等への啓発等を進めていくため、今後は、これまでの広報やポスターを用いた情報提供に加え、ホームページやプッシュ型アプリ(スマートフォンアプリ「マチイロ*」等)の活用などにより、市民等に対する情報提供の強化を図る必要があります。
 - ※:「マチイロ」とは、民間の広告代理店が作成・運営しているスマートフォン用の無料アプリ。市では、広報龍ケ崎「りゅうほー」を、より多くの市民に見てもらえるよう、このアプリでも配信している。

(4) 庁内及び関係機関等との連携強化

- ① 庁内連携の継続
 - ◆現在、庁内においては、必要に応じて、緑に係る推進体制等を構築している状況 です。
 - ◆近年、地球温暖化の緩和・適応に係る取り組みが重要視されるなか、緑に係る重要性も高まっていることから、今後とも、適切な庁内連携を推進していく必要があります。

② 関係機関等との連携強化

- ◆牛久沼の広域的な活用にあたっては、周辺自治体と広域的なまちづくりを推進することを目的に、2017(平成29)年7月から、牛久沼周辺の5市1町の首長が構成メンバーとなる「牛久沼周辺首長会議」を開催しています。
- ◆今後は、牛久沼の広域的な事業の展開に向け、周辺自治体との連携強化を図ると ともに、国・県との連携などを検討していく必要があります。

第3章 緑の将来都市像と基本方針

1 緑の将来都市像と基本方針等の設定

ここでは、緑の将来都市像及びこの将来都市像を実現するための基本方針等を設定します。

1-1 緑の将来都市像の設定

(1) 緑のまちづくりの基本理念

◆本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」においては、「将来に向けた本市のあるべき姿」と「まちづくりの基本姿勢」として、以下を掲げています。



◆上記を踏まえ、「協働」による緑への取り組み、市民等との意見交換等による「信頼・納得性」からの緑に対する愛着、時代の変化に対応した「住みよさ」の実現を念頭に、本計画における「緑のまちづくり」の基本理念を、以下のとおりとします。

緑のまちづくりの基本理念

★市民・事業者・行政が「協働」で取り組む緑のまちづくり

緑の重要性について、市民等の意識の醸成を図るとともに、市民・事業者・行政 の協働による緑の保全・創造・活用に係る取り組みを推進します。

★市民に長く愛され、誰もが住みやすいと感じる緑のまちづくり

うるおいある生活環境、地域住民の意向等を踏まえた既存公園の魅力の向上、人口減少・ニーズの多様化等の時代の変化への対応など、「市民等の愛着」や「住みやすさ」を追求した緑のまちづくりを推進します。

(2)緑の将来都市像の設定

◆本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」の「将来に向けた本市のあるべき姿」では、「笑顔が続く 幸せが続く 住み続けたくなる 龍ケ崎」を市民等とともに創造していくことを掲げています。

- ◆また、本計画との整合を図る必要のある「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」に掲げられた5つの都市づくりの目標の実現において、住みよさ(良好な生活環境)、地域資源・防災機能ともなる「緑」は、重要な要素となっています。
- ◆さらに、「龍ケ崎市第2次環境基本計画」においては、環境像を「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ケ崎」とし、本市の自然(緑)を、次代へと継承していくことを掲げています。
- ◆上記、緑のまちづくりの基本理念及び上位関連計画等を踏まえ、本計画においては、 緑の将来都市像を、以下のとおり設定します。

緑の将来都市像

"美しい水と緑"の四季彩都市・龍ケ崎

★「"美しい水と緑"」とは、本市の緑を総称し、以下を実現していくこと表現しています。

緑の保全: 牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、広大な水田地域などの「本市を代表する緑」や「まちなかの身近な緑」

など、既存の緑を守り・大切にしていくこと

緑の創造:公共施設・住宅地・事業所等における緑化、計画的な沿道緑化・公園

整備などにより、新たな緑を広げ、緑豊かな住みよい環境を創造して

いくこと

緑の活用:緑のもつ多面的機能を活かし、市民の憩いの場・防災機能などとして

本市の緑を有効活用し、市民生活を、より安全で豊かにしていくこと

協 働:市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用を推進するこ

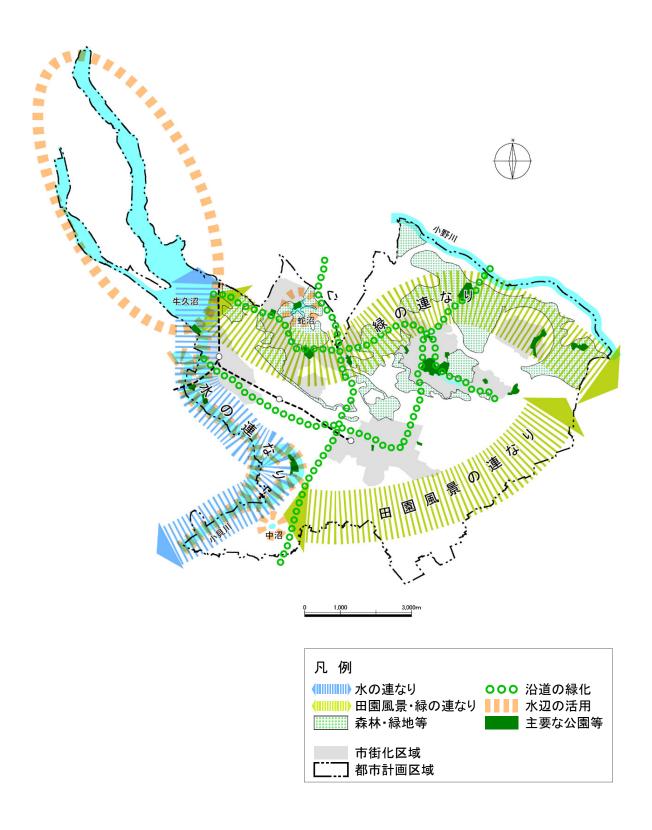
كے

★「四季彩都市」とは

"美しい水と緑"が、市民・事業者・行政との協働により実現される中で、市民の日常的な暮らしや産業経済活動といった都市活動が四季折々の風情に彩られ、ひいては、市民をはじめとして、来訪者や観光客等がやすらぎを感じることができる都市の形成をめざします。

[※]本計画においては、基本的に、これまでの緑の将来都市像を継承することとし、"美しい水と緑"の表現等において、部分的に見直しを行っています。

■「"美しい水と緑"の四季(しき)彩(さい)都市・龍ケ崎」の空間像



1-2 緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定

緑の将来都市像を実現していくため、4つの基本方針を設定します。

基本方針1 緑の保全 "美しい水と緑"を守り、大切にするまちづくりを推進します

- ◆牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、低地部に広がる田園などは、本市を代表する緑となっています。
- ◆また、市街地においては、公園・街路樹等が身近な緑となっているほか、市街地の貴重な緑として農地(生産緑地)なども残されています。
- ◆これらの既存の緑は、市民等の暮らしにおいて、良好な生活環境を提供する基盤となっており、一度、消失すると、再生するには、長い年月を要する貴重な資源です。
- ◆このため、今後とも、既存の緑の保全を図り、後世へ継承していくため、「"美しい水と緑"を守り、大切にするまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点 (2022 年度)	目標値 (2032 年度)
樹林地の面積(森林整備計画対象民有林)	636.75ha	現状維持
優良農地の面積(農振農用地)	2,284.3ha	現状維持
耕作放棄地の解消	40ha	32ha
水辺清掃イベント等の参加者数**	2,456 人	2,580 人
都市公園及び公共施設緑地面積	130.7ha	131.6ha

[※]現時点(2022年度)の数値は2023(令和5)年3月末の推計値を計上

基本方針2 緑の創造 "美しい水と緑"を広げるまちづくりを推進します

- ◆本市においては、土地区画整理事業などにより、計画的な公園整備や街路樹等を設置 した道路整備が進められたほか、地区計画等の導入などにより、市街地部の身近な緑 の拡充などが図られてきました。
- ◆住みよい、快適な生活環境を保つ上で重要な役割を担っている公共施設等の緑化、住宅や事業所等における緑化については、今後も地区計画等の制度の適切な運用等を図り、身近な緑の拡大・質の向上に努めます。
- ◆また、街路樹等による沿道緑化、公園の整備、水と緑のネットワーク化等については、将来的な人口減少、市民ニーズ等を踏まえながら計画的な整備等を進め、「"美しい水と緑"を広げるまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点 (2022 年度)	目標値 (2032 年度)
散策路等整備距離(新規)	_	20 km

基本方針3 緑の活用 "美しい水と緑"を活かしたまちづくりを推進します

- ◆本市の緑のもつ多面的機能を活かし、市民等の憩いや自然・農業とのふれあいの場と しての活用、防災機能の強化などを図り、市民生活をより安全で豊かにします。
- ◆具体的には、公園のリニューアルによる魅力の向上、避難場所としての公園等の活用、市民農園等としての農地の活用、地域資源・観光資源として牛久沼などの活用を図り、「"美しい水と緑"を活かしたまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点 (2022 年度)	目標値 (2032 年度)
公園リニューアル実施数	_	1 箇所
農業体験の参加者数**	647人	680人

※現時点(2022年度)の数値は2023(令和5)年3月末の推計値を計上

基本方針4 協 働 協働による"美しい水と緑"のまちづくりを推進します

- ◆本市の緑を守り、育んでいくためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みが 不可欠であり、協働による取り組みを進めていくためには、市民・事業者等に対する 緑に係る啓発を推進し、緑の重要性などに対する意識の向上が必要です。
- ◆このため、緑に係る情報提供の強化、緑の学習機会の拡充、市民等との協働による取り組みの継続、公園等の維持管理や樹林地・水辺等の保全活動を行う市民・団体等への支援の拡充、各主体との連携体制の強化などを図り、「協働による"美しい水と緑"のまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点 (2022 年度)	目標値 (2032 年度)
情報発信回数	2回/年	4回/年
龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)登録団体数	91 団体	100 団体
こども環境教室等の参加者数	174人	190人

緑の将来都市像及び基本方針を踏まえ、本計画の施策体系は、以下のとおりとします。

緑の将来
都市像

基本方針	施策	具体的な取り組み
基本方針1 緑の保全 "美しい水と 緑"を守り、 大切にするま	施策1 本市の骨格をなす樹 林地・河川等の保全 施策2 一団に広がる優良農 地の保全	(1)森林整備計画に基づく樹林地の保全 (2)水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 (3)法規制等による保全 (1)農業振興による農地の保全 (2)農業基盤整備の推進 (3)法規制等による農地の保全
大切にするよ ちづくりを推 進します	施策3 市街地における身近 な緑の保全	(4) 耕作放棄地等の解消(1) 都市公園等の適正な維持管理(2) 市街化区域内の農地(生産緑地等)の保全(3) 街路樹等の適正な維持管理(4) 名木等の保全
	施策4 新たな公園等の整備	(1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施 設緑地の整備などの検討
基本方針2 緑の創造	施策5 公共施設等の緑化の 推進	(1)公共施設等の緑化の推進 (2)街路樹等による計画的な沿道緑化の推進
"美しい水と 緑"を広げる まちづくりを 推進します	施策6 民有地の緑化の推進	(1)住宅地における緑化などの推進 (2)事業所等における緑化などの推進 (3)農村集落等における緑化などの推進 (4)緑化重点地区等の検討
THE OK 9	施策7 水と緑のネットワー ク化の推進	(1)拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備(2)河川等の水辺の緑化(3)牛久沼の水辺交流拠点の整備
	施策8 既存公園の魅力の向 上	(1) 既存公園のリニューアルによる魅力の向上 (2) 官民連携による公園の整備・管理運営の検討
基本方針3 緑の活用 "美しい水と 緑"を活かし	施策9 防災機能としての緑 の活用	(1)避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充(2)避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充(3)新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
たまちづくり を推進します	施策 10 農業体験の場等とし ての農地の活用	(1) 既存の市民農園等の有効活用の推進 (2) 生産緑地の有効活用の検討
	施策 11 地域資源としての緑 の活用	(1)「てくてくロード(健康の散歩道)」等における緑の活用促進 (2)牛久沼の活用促進 (3)景観資源としての緑の活用
基本方針4 協 働 協働による "美しい水と	施策 12 協働による緑のまち づくりの普及・啓発	(1)緑に係る情報提供の強化 (2)緑の学習機会の拡充 (3)市民等との協働による取り組みの推進 (4)龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親 制度)の拡充
緑"のまちづ くりを推進し ます	施策 13 緑のまちづくり推進 体制の構築	(1)庁内連携の推進 (2)関係機関等との連携の強化

第4章 施策の展開

基本方針1 緑の保全 "美しい水と緑"を守り、大切にするまちづくりを推進します

施策体系	
施策	具体的な取り組み
施策1	(1)森林整備計画に基づく樹林地の保全
本市の骨格をなす樹林	(2)水質改善、水量確保等による水辺環境の保全
地・河川等の保全	(3)法規制等による保全
施策2 一団に広がる優良農地の 保全	(1)農業振興による農地の保全(2)農業基盤整備の推進(3)法規制等による農地の保全(4)耕作放棄地等の解消
施策3 市街地における身近な緑の保全	(1)都市公園等の適正な維持管理(2)市街化区域内の農地(生産緑地等)の保全(3)街路樹等の適正な維持管理(4)名木等の保全

施策1 本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全

- ◆山間部を持たない本市において、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺の緑地は、本市の骨格をなす貴重な緑です。
- ◆今後とも、関連計画等と整合を図りながら、樹林地や河川等の水辺環境の保全を図るとと もに、樹林地や水辺の緑地などがもつ公益的機能の重要性に対する市民・事業者等の意識 の醸成を図り、市民等との協働による保全を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 森林整備計画に基づく樹林地の保全
 - ◆龍ケ崎市森林整備計画に基づき、保安林や地域森林計画対象民有林の適正な維持管理 を推進し、本市の骨格となる樹林地の保全を図ります。
 - ◆龍ケ崎市民環境会議(自然環境部会)で取り組んでいる谷津田里山整備等と連携し、 樹林地等の保全を図ります。
 - ◆市民・事業者等への樹林地等がもつ公益的機能などの周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、協働による保全に努めます。
- (2) 水質改善、水量確保等による水辺環境の保全
 - ◆公共下水道の計画的な整備、農業集落排水への接続の促進、合併浄化槽の普及促進などを図り、牛久沼や河川等の水質改善による水辺環境の保全を図ります。
 - ◆市民等との協働による水辺の清掃活動などを促進し、美しい水辺環境の保全を図ります。

具体的な取り組み

- ◆元来の生態系を保全していくため、特定外来生物等の駆除に努めます。
- ◆市民・事業者等への水辺の緑地がもつ公益的機能などの周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、協働による保全に努めます。

(3) 法規制等による保全

◆森林法、首都圏近郊緑地保全法、県の環境保全地域制度に基づく届出制度、都市計画 区域における区域区分(線引き)などにより、樹林地や水辺等の無秩序な開発などを 抑制します。

施策2 一団に広がる優良農地の保全

- ◆本市の南部に広がる一団の農地は、古くから都市部等への食糧供給の役割を担うととも に、市民生活においては、良好な生活環境の基盤であり、四季折々に多彩な姿を楽しむこ とのできる本市の原風景ともなっています。
- ◆また、農地は、農作物を生産する場としての機能のほか、雨水の涵養・貯留などの多様な機能を有しており、近年は、気候変動の影響などにより、農地の有する機能の重要性が高まっています。
- ◆今後は、農業活動を支える基盤として、また、良好な生活環境の維持や景観資源として、 農業振興による営農の継続、法規制等による無秩序な開発の抑制などを図り、一団に広が る優良農地の保全を推進します。

具体的な取り組み

(1)農業振興による農地の保全

◆人材育成、農産物のブランド化、農業の効率化、食育・地産地消の推進などの農業振興を推進し、一団の優良農地等の保全を図ります。

(2)農業基盤整備の推進

◆本市の農業の中心的役割を担う経営体(担い手)を育成するために、大塚上地区の基盤の整備(区画整理)、用排水路の整備など、農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 法規制等による農地の保全

◆農業振興地域内の一団の優良農地等については、農用地区域への指定を進め、保全を 図ります。

(4) 耕作放棄地等の解消

◆耕作放棄地等については、茨城県農地中間管理機構(農地バンク)を通じた、中核農家等への斡旋を推進し、耕作放棄地の解消を図ります。

施策3 市街地における身近な緑の保全

- ◆市街地における身近な緑としては、公園、市街地内に残された農地(生産緑地等)、街路 樹等があげられます。
- ◆公園等の緑は、市民に最も身近な緑となることから、市民等との協働による適正な維持管理に努め、保全を図ります。
- ◆また、市街地に残された農地(生産緑地等)については、減少傾向にあることから、市街地内に残された貴重な緑として保全に努めます。
- ◆街路樹等については、緑豊かな市街地を形成していることから、適正管理に努めます。

具体的な取り組み

(1)都市公園等の適正な維持管理

- ◆既存の都市公園等の樹木等については、「龍ケ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な剪定、除草、間伐等による維持管理を推進します。
- ◆市民に長く愛される公園としていくため、「龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設 里親制度)」の周知を図り、市民等との協働による維持管理を推進します。

(2) 市街化区域内の農地(生産緑地等)の保全

◆生産緑地の所有者等に対し、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発などを図り、 市民等の身近な緑として、生産緑地の保全などに努めます。

(3) 街路樹等の適正な維持管理

◆主要な幹線道路に整備された街路樹や植栽帯については、民間事業者への委託や直営 作業による除草、剪定などによる適正な維持管理を継続します。

(4) 名木等の保全

- ◆名木等の樹木等については、地域の歴史・文化・自然などを伝承する貴重な資源として、所有者等と連携を図りながら保全に努めます。
- ◆文化財として指定されている天然記念物等については、補助金制度の活用や巡視を通 した保全・保存を推進します。

施策体系		
施策	具体的な取り組み	
施策4	(1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整	
新たな公園等の整備	備などの検討	
施策5	(1)公共施設等の緑化の推進	
公共施設等の緑化の推進	(2) 街路樹等による計画的な沿道緑化の推進	
	(1)住宅地における緑化などの推進	
施策6	(2)事業所等における緑化などの推進	
民有地の緑化の推進	(3)農村集落等における緑化などの推進	
	(4)緑化重点地区等の検討	
歩矢フ	(1)拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路	
施策フ 水と緑のネットワーク化	の整備	
小と縁のネットワーク化 の推進	(2) 河川等の水辺の緑化	
UJIE)连	(3)牛久沼の水辺交流拠点の整備	

施策4 新たな公園等の整備

- ◆現在の本市の都市公園の人口一人当たりの面積は 12.09 ㎡と、全国・茨城県と比較して も高い水準にあります。
- ◆今後は、本市においても、人口減少が予測されていることなどを踏まえ、公共施設の縮充 *等を図る必要があることから、既存の都市公園の適正な維持管理、有効活用などを基本 とし、新たな公園等の必要性が生じた場合に、公園・公共施設緑地の整備を検討します。

※公共施設の縮充:公共施設の面積や施設コストを縮小・削減しつつも、施設機能は充実させていくこと

具体的な取り組み

- (1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などの検討
 - ◆社会経済情勢の変化等に伴う市民ニーズの変化や高まりなどにより、その必要性が生じた場合などに、新たな公園・公共施設緑地の整備を検討します。

施策5 公共施設等の緑化の推進

- ◆現在、本市が所管している公共施設等の大半において、施設緑化に取り組んでいるほか、 主要な幹線道路には、街路樹や植栽等が整備されています。
- ◆市民・事業者等に対する率先した行動として、今後とも、公共施設等の緑化を推進してい くとともに、必要に応じて街路樹等による沿道緑化を推進します。

具体的な取り組み

(1)公共施設等の緑化の推進

- ◆現在、施設緑化に取り組んでいる市所管の公共施設等については、緑化を継続していくとともに、取り組みが実施されていない公共施設等については、周辺の緑の状況などを勘案しながら、施設緑化を検討します。
- ◆学校においては、グリーカーテンの設置を継続します。
- ◆新たな施設整備を計画する際には、植栽帯の設置や緑を活かした憩い空間の創出等を 検討し、公共施設の緑化を推進します。
- ◆必要に応じ、国・県・公共交通機関等の施設に対し、緑化等に係る要請などを行い、 緑豊かな都市環境を創出します。

(2) 街路樹等による計画的な沿道緑化の推進

- ◆道路の新設・改良などを実施する際には、交通上の安全性を確保するとともに、街路 樹等の整備の必要性・可能性の検討を行い、メリハリをつけた計画的な沿道緑化を推 進します。
- ◆必要に応じ、国・県に対し、国道・県道の緑化の充実などを要請し、沿道緑化を推進します。

施策6 民有地の緑化の推進

- ◆本市においては、地区計画や建築協定制度、工場立地法等により住宅地や事業所等の民有 地における緑化を進めています。
- ◆今後は、現在の制度などによる取り組みを継続していくとともに、市民・事業者等への身 近な緑の創出の必要性についての啓発などを強化し、民有地における緑化を推進します。

具体的な取り組み

(1) 住宅地における緑化などの推進

- ◆市民等に対し、緑の重要性等を啓発し、自宅での緑化の推進を図ります。
- ◆地区計画の制度の適正な運用に努めるとともに、建築協定、まちづくり協定等の制度 の活用を図り、住宅地での緑化の推進を図ります。

(2) 事業所等における緑化などの推進

- ◆市内事業者に対し、「茨城県緑化判断基準」等の啓発などを行い、事業所内における 緑化の推進を図ります。
- ◆工場等においては、工場立地法等に基づく、緑地面積の確保などを指導し、緑化の推進を図ります。

具体的な取り組み

- (3) 農村集落等における緑化などの推進
- ◆田園風景の一部ともなり、農村の歴史・文化を受け継ぐ農家の屋敷林等の重要性についての啓発などを行い、屋敷林の保全や農家における緑化などの推進を図ります。
- ◆農地・農業用水等の資源や農村環境保全などを行う農業者等に対し支援を行い、農村 集落の緑化の推進を図ります。

(4)緑化重点地区等の検討

◆緑化に対する市民等の意識が高まった場合には、地区計画や緑化重点地区等の指定を 検討します。

施策7 水と緑のネットワーク化の推進

- ◆水や緑は、そのまとまりや、つながりによる面的な広がりを形成することで、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、延焼遮断としての防災機能の向上、良好な景観の形成、散歩やサイクリングを楽しめる空間の形成など、住みやすく快適な環境の創出が期待できます。
- ◆今後は、上位関連計画等との整合などを図りながら、牛久沼などの水辺と、緑の拠点となる公園等の緑の連続性の確保などに努め、水と緑のネットワーク化を推進します。

具体的な取り組み

- (1)拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備
 - ◆「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」における「水と緑の拠点とネットワーク形成」の基本的な考え方と形成方針などを踏まえ、拠点となる公園や水辺を結ぶ道路等の沿道緑化・散策路整備などを検討します。

(2) 河川等の水辺の緑化

- ◆河川等の連続した水辺の緑地等を創出していくため、龍ケ崎市アダプトプログラム (公共施設里親制度)の周知などを行い、市民等との協働による水辺の緑化の推進を 図ります。
- ◆牛久沼の護岸整備や河川整備などを実施する際には、生態系に配慮した工法などを検討し、水域と水辺との連続性の確保に努めます。

(3) 牛久沼の水辺交流拠点の整備

- ◆牛久沼トレイル*など、牛久沼の持つ特徴を活かした広域的な取り組みについて、周辺自治体や民間事業者等との連携を視野に実現を目指し、将来的には、必要に応じ、水辺の交流拠点としての整備を検討します。
- ※牛久沼トレイル:牛久沼の周囲 20 キロメートルをウォーキング、ランニング、サイクリングなどで自然を感じながら散策・周遊すること。

施策体系

施策	具体的な取り組み
施策8 既存公園の魅力の向上	(1)既存公園のリニューアルによる魅力の向上 (2)官民連携による公園の整備・管理運営の検討
施策9 防災機能としての緑の活 用	(1)避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充(2)避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充(3)新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
施策 10 農業体験の場等としての 農地の活用	(1) 既存の市民農園等の有効活用の推進 (2) 生産緑地の有効活用の検討
施策 11 地域資源としての緑の活 用	(1)「てくてくロード(健康の散歩道)」等における緑の活用促進 (2) 牛久沼の活用促進 (3) 景観資源としての緑の活用

施策8 既存公園の魅力の向上

- ◆本市においては、龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの特色のある大規模な 公園から、市民等にとって最も身近な公園となる街区公園まで、数多くの公園が整備され ていますが、市民アンケート調査においては、公園の利用頻度が低い状況にあります。
- ◆今後は、現在の公園のリニューアルを計画的に実施し、市民等が「利用したい・行ってみたい」と思うような公園として魅力の向上を図ります。
- ◆特に、大規模な公園については、利用者ニーズとあわせ、それぞれの公園の特徴を活かしたリニューアルを検討するとともに、民間活力を活用した管理運営手法等の検討を行い、本市のにぎわいを創出する観光交流拠点としての活用を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 既存公園のリニューアルによる魅力の向上
 - ◆既存公園のリニューアルを実施する際には、市民ニーズ等を踏まえ、長く愛される公園とします。
 - ◆龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの大規模で特色のある公園は、本市 のにぎわいを創出する観光交流拠点として、特色を活かしたリニューアルを進め、公 園の魅力向上を図ります。
 - ◆近隣公園については、近隣住民等の活動拠点として、地域に根付いた公園としての魅力向上を図ります。

具体的な取り組み

- ◆街区公園等の小規模な公園については、地域住民にとって最も身近な公園となることから、遊具等の更新の際には、地域の年齢構造の変化など、地域の実状を踏まえた整備を推進します。
- ◆リニューアル時期などについては、龍ケ崎市公園施設長寿命化計画に基づき、既存公園施設の老朽化などを踏まえ、優先順位を明確化しながら効率的・効果的な整備を推進します。
- ※拠点となる各公園のリニューアル方針については、下記参照
- (2) 官民連携による公園の整備・管理運営の検討
 - ◆龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの大規模で特色ある公園については、公園リニューアルとあわせ、Park-PFIなどの新たな民間活力の導入を検討します。
 - ◆将来的には、官民で連携した公園整備・管理が行えるよう整備方針を確立し、魅力向上に繋がる公園整備の取り組みを推進します。

〈拠点となる公園*のリニューアル方針〉

※拠点となる公園は、「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」の「水と緑の拠点ネットワーク図」に位置づけられた公園(水・緑の拠点(公園))を抽出

■大規模で特色ある3公園のリニューアル方針

■八兄侠し	特色の合う公園のリーューアル万針
	龍ヶ岡公園(地区公園)
公園概要	開設: 1999/3/15 所在地: 中里 3-1 面積: 13.26ha(うち河川占用部分 4.46ha) 施設内容: 標高 41m(地上 23m)の「たつのこやま」、管理棟、野外ステージ(たつのこステージ)、大型遊具、駐車場等
特徴	 ◆公園内には、本市のランドマークとなる「たつのこやま」や大型遊具(まいりゅうのしっぽ)、野外ステージなどがあり、休日には多くの家族連れでにぎわっています。 ◆総合運動公園及び親水空間として利用されている破竹川調節池に隣接していることから、一体的な利用により、憩い・遊び・スポーツ・自然散策などを楽しむことができる本市の一大スポットとなっています。 ◆また、子育て支援センター(さんさん館)とも隣接していることから、屋内での子どもたちの遊び場なども確保でき、子どもたちを安心して、のび場なども確保でき、子どもたちを安心して、のび場はせることのできる環境にあります。 ◆地域イベントが開催されているほか、市民との協働により、「たつのこやま」を新たな観光資源として活用していくため、「たつのこやま」のすそ野に芝桜を植え込む美観づくりの取り組みが進められています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)に登録された団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。

	能ヶ岡公園(地区公園)
特徴	◆地震などで水道管が破損し、水道水の供給ができなくなった時に、100 トンの飲料水・消火用水を確保することができる「飲料水兼用耐震性貯水槽」が設置されています。
リニューアル方針	 ◆本市のランドマークとなる「たつのこやま」があり、隣接する施設と一体的に憩い・遊び・スポーツ・自然散策などを楽しむことのできる本市の一大スポットともなっていることから、観光交流拠点として整備を推進します。 ◆特に、本公園においては、本市のランドマークとなる「たつのこやま」、大型遊具(まいりゅうのしっぽ)、広い芝生広場、野外ステージ(たつのこステージ)が整備されていることから、市外からの利用も含めた交流・憩い・遊びの空間としての活用を促進します。 ◆地域イベントをはじめ、市民との協働による「たつのこやま」の美観づくり、隣接する施設と連続したウォーキングやジョギング空間の創出、遊具の拡充など、様々なレクリエーションが楽しめる環境の整備を進めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。

	北竜台公園(地区公園)			
公園概要	開設:1992/7/8 所在地:小柴 1-10-4 他 面積:5.33ha 施設内容:野球場、菖蒲池、梅園、ユリノキ・メタセコイア・ケヤキの大木、200 本以上の 桜、円柱モニュメント、トイレ、駐車場等			
特徴	 本公園は、ニュータウン北竜台地区にある自然の起伏を生かした公園です。 ◆中央にはユリノキ・メタセコイア・ケヤキといった大木や、公園のシンボルであるストラータ(円柱のモニュメント)があり、その周りを200数本の桜が囲んでいます。 ◆公園東側には野球場、公園を横切る県道(通称「白鳥通り」)の下をくぐると、花しょうぶやせきしょうなどが咲き、カワセミが訪れる菖蒲池と、100本以上の梅の木が植樹された梅園があり、季節ごとにその自然を鑑賞する人々が訪れています。 ◆蛇沼へ抜ける道も整備されており、ウォーキングなどを楽しむ人たちも多く見られます。また、企業主催の健康増進イベントなども開催されています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)に登録された団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。 			
リニュー アル方針	 ◆四季を通して様々な顔を見せる自然豊かな本公園は、本市の観光交流拠点として整備を推進し、市外からの利用も含めた自然観賞・交流・憩い空間としての活用を促進します。 ◆来園者に潤いと安らぎをもたらす自然資源などの適正な保全管理などに努めます。 			

北竜台公園(地区公園)

リニュー アル方針 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業 も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討しま す。

龍ケ崎市森林公園(都市緑地)			
公園概要	開設: 1986/7/20 所在地: 泉町 1966 他		
	面積:12.74ha 施設内容:管理棟、ログハウス、キャビンハウス、シャワー棟、大型遊具等		
特徴	 ◆本公園は、本市が誇る、自然をそのまま生かした 広大な公園で、森林浴やアウトドア、バードウォッチングなどを楽しむ人たちが多く見られます。 ◆花見のスポットともなっており、春にはたくさんの花見客でにぎわいます。 ◆龍の姿をかたどったせせらぎ水路、公園内を周遊する形でアスレチック遊具などが整備されており、子どもたちの自然とのふれあい・遊びの場となっています。 		
	なっています。 ◆野鳥観察場、キャンプ場としてテントサイトやログハウス、バーベキュー設備が整備されていますが、ログハウスなどは老朽化しています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)に登録された団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。		
リニューアル方針	 ◆市内外に誇る豊かな自然樹林を活かし、市外からの利用も含めたアウトドアを楽しむことのできる観光交流拠点としての整備を推進します。 ◆近年は、新型コロナウイルスの影響からアウトドアに対する注目度が高まっていることから、老朽化しているキャンプ場などの施設の再整備とあわせ、従来のキャンプやバーベキューが手ぶらで気軽に楽しむことができるなど、日帰りから宿泊まで多様な選択ができるアウトドアの環境を整備します。 ◆親子連れが1日、自然を満喫し、のびのびと遊ぶことができるよう、アスレチック施設などの充実を図ります。 ◆森林公園の緑は、市民にとって、本市の印象的(お気に入り)な緑の代表ともなっており、本公園の要となる自然樹林などについては、適正な保全管理に努めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。 		

■その他の拠点となる公園のリニューアル方針

公園名(種別)	公園概要	リニューアル方針
にぎわい広場(街区公園)	開設:2010/4/30 所在地:市4110他 面積:0.52ha 施設内容: 広場、遊具、野外ステー ジ、ベンチ等	◆2010(平成22)年度に開設された公園で、毎月、商工会主導で開催される「まいんバザール」の開催場所となっています。 ◆イベント開催などのにぎわい・交流場として活用を促進していくため、機能充実に努めます。
蛇沼公園(近隣公園)	開設: 1992/7/8 所在地:長山8-20 面積: 3,26ha 施設内容: 望沼台、野鳥観察舎、多目 的広場(複合遊具等)、芝 生広場、木道、トイレ、駐 車場等	◆茨城の自然 100 選に選出された 「蛇沼」を望み、手付かずの自然林 を残して開設された「蛇沼公園」 は、自然林を活かした近隣住民等の 自然散策・憩いの場としての公園整 備を推進するとともに、生態系、自 然環境の保全に努めます。
若柴公園(近隣公園)	開設: 1984/7/1 所在地: 松葉 6-1 面積: 2.00ha 施設内容: テニスコート、遊具、芝生 広場、トイレ、駐車場等	◆テニスコートを備えた緑豊かな「若 柴公園」は、市民が安心安全に利用 できるよう、施設の適切な管理運営 を行い、近隣住民等のスポーツ・レ クリエーションの拠点としての機能 充実を図ります。
行部内公園(近隣公園)	開設: 1992/7/8 所在地: 久保台 1-20-2 面積: 2.28ha 施設内容: 広場、ストーンサークル、 ベンチ、トイレ等	◆公園内には、行部内貝塚があり、縄文中期から後期(4,500から3,500年前)に集落が営まれていた場所としての歴史をもちます。 ◆現在は、古代遺跡をイメージしてストーンサークルが建てられていることなどを踏まえ、地域の歴史伝承や広大な広場を活用した近隣住民等の憩いの場となる公園整備を推進します。

公園名(種別)	公園概要	リニューアル方針
貝原塚西公園 (近隣公園)	開設:2001/3/30 所在地:藤ケ丘 6-21 面積:1.12ha 施設内容: 広場、遊具、ベンチ、トイ レ等	◆「貝原塚西公園」及び「貝原塚東公園」は、てくてくロード沿い(八原地区「市民健康の森を中心に健康的なコミュニティをはぐくむコース」)に位置する公園で、健康遊具などが整備されています。 ◆近隣住民等の健康増進・レクリエーション活動の拠点となる公園整備を
貝原塚東公園(近隣公園)	開設: 1997/5/8 所在地: 松ケ丘 2-11 面積: 1,04ha 施設内容: 広場、遊具、バスケットゴール、ベンチ、トイレ等	推進します。
長峰西公園 (近隣公園)	開設: 2000/8/1 所在地: 白羽 2-11 面積: 1.11ha 施設内容: 広場、遊具、ベンチ、トイ レ、駐車場等	◆白羽地区の中央部にあり、多目的に使用できる広場等が整備され、自治会等のイベントなどに利用されています。 ◆近隣住民等のレクリエーション活動の拠点となる公園整備を推進します。
長峰東公園(近隣公園)	開設:2003/6/16 所在地:白羽3-21-2 面積:3.96ha 施設内容: 広場、遊具、月見台、ベンチ、トイレ等	◆「長峰東公園」は、縄文から古墳時代の噴墓や住居跡があった「長峰遺跡」と「長峰城」の上に整備された経緯があり、土塁跡等の形跡を見ることができることから、地域の歴史伝承、近隣住民等のレクリエーション活動の拠点となる公園整備を推進します。
城南スポーツ公園(近隣公園)	開設: 1986/4/21 所在地:市 1572 他 面積: 0.54ha 施設内容: 広場、テニスコート、バス ケットゴール、遊具、ベン チ、トイレ等	◆テニスコート3面、バスケットゴールを有する「城南スポーツ公園」は、近隣住民等のスポーツや憩いの場となっていることから、スポーツ・レクリエーションの拠点となる公園整備を推進します。

公園名(種別)	公園概要	リニューアル方針
市民健康の森(近隣公園)	開設: 2002/3/29 所在地: 中里 1-1-4 面積: 1,53ha 施設内容: 散策路、ドッグラン、トイ レ、駐車場等	◆龍ケ崎済生会病院に隣接し、自然林を活かした散歩コースや、愛犬と戯れることができるドッグラン施設がある「市民健康の森」は、施設等の適切な管理運営を図り、地域コミュニティの一端を担うような公園となるよう努めます。
つくばの里向陽台公園(地区公園)	開設: 1989/4/1 所在地: 向陽台 4-2 面積: 6,34ha 施設内容: 菖蒲池、ききょう池、せせらぎ水路、桜広場、散策路、トイレ、駐車場等	◆龍ケ崎市つくばの里工業団地内に整備された自然豊かな公園であり、自然散策や花見などが楽しめます。 ◆豊かな自然については、工業団地内の緑としての機能の維持保全のため適正管理に努めるとともに、工業団地内の従業者等の憩い・リフレッシュの場としての環境整備を推進します。
龍ケ崎市総合運動公園 (運動公園)	開設:2002/6/1 所在地:中里3-2-1 面積 11.08ha 施設内容: ニューライフアリーナ龍ケ 崎(総合体育館)、流通経 済大学龍ケ崎フィールド (陸上競技場)、 TOKIWA スタジアム龍ケ 崎(野球場)等	◆体育館、野球場、陸上競技場などからなる龍ケ崎市総合運動公園は、様々なスポーツを市民が安心安全に利用できるよう、施設の機能強化整備を図ります。 ◆市民がスポーツを楽しめる環境整備を推進します。
ふるさとふれあい公園 (公共施設緑地)	開設: 1990/4/1 所在地:高須町 4145 面積: 8,21ha 施設内容: 野外ステージ、バーベキュ ーエリア、多目的広場(サ ッカー・野球・イベント 等)、ゲートボール場(6 面)、グラウンドゴルフ・ ディスクゴルフ場、アトリ 工等	◆豊かな自然のなかで創作活動やスポーツ、バーベキューなどのアウトドアなどを楽しむことのできる「ふるさとふれあい公園」は、市民等の自然体験・スポーツ交流拠点として、機能充実に努めます。

		<u>-</u>
公園名(種別)	公園概要	リニューアル方針
小貝川市民運動公園(公共施設緑地)	開設: 1977/6/24 所在地: 川原代町字関 33-1 面積: 5.09ha 施設内容: 野球場、多目的広場、駐車 場等	◆広大な敷地の中に野球場と2つの多目的広場を有する「小貝川市民運動公園」は、野球、サッカー、ゲートボール等のスポーツはもとより、消防団等の防災訓練の場として活用されています。 ◆市民等のスポーツ・イベントなどの開催の場として機能充実に努めます。
農業公園豊作村(公共施設緑地)	開設: 1999/4/1 所在地: 板橋町 440番地 面積: 1.17ha 施設内容: 総合交流ターミナル、レン タル農園(30㎡/区画、 144区画)、湯ったり館 (人工温泉、宿泊施設 等)、天然芝の運動広場、 温室、駐車場等	◆「農業公園豊作村」は農業公園として整備され、豊かな自然のなかで自然散策や農業体験などを楽しむことのできる公園となっていることから、自然・農業体験の交流拠点として機能充実に努めます。
牛久沼水辺公園 (公共施設緑地)	開設: 2006/7/5 所在地: 佐貫町付近 面積: 3,00ha 施設内容: 白鳥を間近で見ることがで きるふれあいスペースやせ せらぎ、多目的グラウン ド、トイレ、駐車場等	◆茨城観光百選に選出された「牛久沼」を望む「牛久沼水辺公園」は、カモや白鳥などが優雅に沼地を泳ぐ姿を視ることができます。 ◆広大な芝生広場での地域イベントをはじめ、様々なレクリエーションが取り組める環境の整備を進めるとともに、様々な動植物が共存できる環境整備に努めます。

公園概要の出典:令和2年度都市計画基礎調査、龍ケ崎市公園施設長寿命化計画、市 IP 等を基に作成

施策9 防災機能としての緑の活用

- ◆現在、既存の公園や延焼遮断帯となる街路樹等が整備された道路等は、災害発生時の避難場所や市民等の避難路、救援活動を行う際の交通・輸送路等として活用されています。
- ◆今後とも、公園や街路樹等の緑の有する防災機能の有効活用を図ります。

具体的な取り組み

- (1)避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充
 - ◆現在、指定緊急避難場所等に指定されている公園等については、適正な維持管理を推進します。
 - ◆「龍ケ崎市地域防災計画」と整合を図りながら、必要に応じ、既存公園等の防災機能 の拡充を検討します。
- (2) 避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充
 - ◆現在、避難路等に指定されている道路の街路樹等については、適正な維持管理を推進 します。
 - ◆「龍ケ崎市地域防災計画」と整合を図りながら、必要に応じ、既存避難路等の防災機能の拡充(延焼を抑制する沿道緑化等)を検討します。
- (3) 新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
 - ◆「龍ケ崎市地域防災計画」を踏まえ、新たな避難場所や避難路等の指定が必要な場合には、既存の公園・道路・緑地等の活用を検討します。

施策 10 農業体験の場等としての農地の活用

- ◆市内には、公設公営の市民農園が板橋町と貝原塚町の2箇所整備されており、市民等が 身近な自然に親しみ、農業体験ができる場として、農地が活用されています。また、学校 教育においては、学校農園や農業体験を実施しています。
- ◆今後とも、農業とのふれあいの場として、既存農地等の有効活用を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 既存の市民農園等の有効活用の推進
 - ◆既存の市民農園、学校教育において農業体験などが実施されている農地等については、今後とも、自然とのふれあいや農業体験の場として、継続した有効活用を推進します。
- (2) 生産緑地の有効活用の検討
 - ◆市民等の身近な緑ともなっている生産緑地の農地については、市民ニーズ等を踏まえ ながら、活用を検討します。

施策11 地域資源としての緑の活用

- ◆本市においては、コミュニティセンターの対象区域ごとに、本市の歴史・文化・史跡そして自然などに触れながら楽しむことのできる散策コース「てくてくロード(健康の散歩道)」を設定し、市民等の健康増進に活用しています。
- ◆各コースにおいては、歴史・文化的資源(天然記念物・名木等)、田園風景、水辺、公園 などの緑に係る資源も数多くとりあげられているほか、牛久沼などは本市を代表する観光 資源ともなっています。
- ◆今後とも、地域資源としての緑の活用を図り、市民の憩いの場・健康増進の場・観光振興 の場等としての活用を促進します。

具体的な取り組み

- (1)「てくてくロード(健康の散歩道)」等における緑の活用促進
 - ◆「てくてくロード(健康の散歩道)」に指定されている道路に植栽された街路樹等に ついては、緑豊かな歩行空間として、適正な維持管理を図ります。
 - ◆「てくてくロード(健康の散歩道)」沿いにある公園や名木等の緑資源については、 適正な維持管理を図り、地域資源としての有効活用を図ります。
 - ◆必要に応じ、案内板や休憩用のベンチ等の設置を検討します。

(2) 牛久沼の活用促進

◆牛久沼トレイルなど、牛久沼の持つ特徴を活かした広域的な取り組みについて、周辺 自治体や民間事業者等との連携を視野に実現を目指し、牛久沼の活用促進を図りま す。

(3) 景観資源としての緑の活用

◆本市を代表する台地部の平地林、段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺、本市南部に広がる一団の農地等は、維持・保全を推進し、自然景観や田園風景などの景観資源としての活用を図ります。

心 束件术			
施策	具体的な取り組み		
施策 12 協働による緑のまちづく りの普及・啓発	(1)緑に係る情報提供の強化(2)緑の学習機会の拡充(3)市民等との協働による取り組みの推進(4)龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)の拡充		
施策 13 緑のまちづくり推進体制	(1)庁内連携の推進 (2)関係機関等との連携の強化		

佐华はる

施策 12 協働による緑のまちづくりの普及・啓発

- ◆協働による緑のまちづくりを推進していくためには、市民等の緑に係る意識の醸成が必要 不可欠です。
- ◆今後は、市民等の緑に係る意識の醸成を図るため、市民等への情報提供の強化や緑の学習機会の拡充などによる緑に係る取り組みの普及・啓発を推進し、市民・事業者・行政の協働による「緑のまちづくり」を展開します。

具体的な取り組み

(1) 緑に係る情報提供の強化

の構築

◆従来の広報やポスターによる情報発信等に加え、ホームページやプッシュ型アプリ (スマートフォンアプリ「マチイロ」等)の活用などにより、市民等に対する情報提供の強化を図ります。

(2) 緑の学習機会の拡充

- ◆現在、実施しているこども環境教室や、龍ケ崎市民環境会議による出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査、近隣自治体と連携した「小野川探検隊」などの学習機会を継続します。
- ◆学校教育における緑の募金活動、緑の少年団等の活動、農業体験などを継続します。
- ◆各種イベントなどと連携した緑の学習機会の拡充を検討します。
- ◆「中沼自然環境保全地域」、「八代富士浅間緑地環境保全地域」においては、県から 委嘱されている自然保護指導員などと連携を図り、市民等への自然保護に関する指 導・啓発活動を推進します。

(3) 市民等との協働による取り組みの推進

- ◆緑地保全、緑化、農地保全などに係る市民等との協働による取り組みを推進し、緑の 保全意識の啓発を図ります。
- ◆龍ケ崎市緑化推進協議会や龍ケ崎市民環境会議(自然環境部会)などにおける緑に係る取り組みを支援し、市民等との協働による取り組みを推進します。

具体的な取り組み

- (4) 龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)の拡充
 - ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)に関する市民等の認知度を高め、 制度への参加を促し、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。
 - ◆龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)への登録団体等、公園等の維持管理、樹林地・水辺等の保全活動を行う団体等に対する支援を継続するとともに、必要に応じ、その支援の拡充を検討します。

施策 13 緑のまちづくり推進体制の構築

- ◆近年、地球温暖化の緩和・適応に係る取り組みが重要視されるなか、緑に対する重要性も 高まっていることから、庁内においては、必要に応じ、適切な連携を推進します。
- ◆広域的な連携が必要となる場合には、関係自治体や関係機関等との連携を強化します。

具体的な取り組み

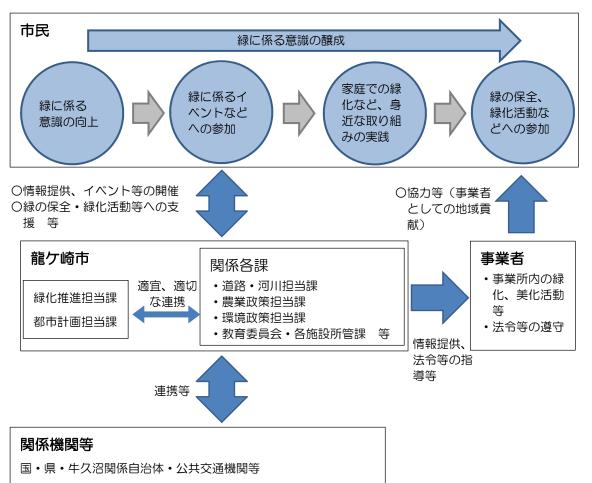
- (1) 庁内連携の推進
 - ◆新たな公共施設や公園・道路等の整備など、関係各課との調整が必要となる緑に係る 事案が発生した場合などには、適宜、適切な庁内連携を推進します。
- (2) 関係機関等との連携の強化
 - ◆牛久沼の活用など、広域での検討が必要となる際には、関係自治体との連携強化を図るほか、必要に応じ、国・県等との連携を検討します。

第5章 計画の推進

1 推進体制の構築

◆本計画を、より実効性のあるものにするために、市民や事業者等が、自発的に緑に係る取り組みを推進できる仕組みを構築し、市民・事業者・行政との協働による「緑のまちづくり」を推進します。

〈推進体制イメージ〉



2 計画の進行管理

2-1 PDCA サイクルによる計画の進捗管理

◆本計画の実効性を確保していくために、「計画策定:Plan」〜「実行:Do」〜「取り組み内容の評価:Check」〜「見直し:Action」のPDCAサイクルの仕組みを用い、継続的改善を促します。



2-2 計画の見直し

◆本計画で掲げる施策などは、着実に推進しますが、本計画の中間年度や社会情勢に大きな 変化が生じた場合などには、適宣、計画の見直しを行います。

資 料 編

- 1 龍ケ崎市都市計画審議会 条例及び委員名簿
- 2 龍ケ崎市都市計画審議会 審議状況
- 3 諮問及び答申
- 4 パブリックコメント 募集概要及び結果概要

1 龍ケ崎市都市計画審議会 条例及び委員名簿

龍ケ崎市都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 1 日 条例第 21 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2第1項の 規定に基づき、龍ケ崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に定める事項その他都市計画上必要 と認める事項を調査審議し、その結果を市長に答申し、又は関係行政機関に建議するこ とができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 11人以内
 - (2) 市議会議員 4人以内
 - (3) 関係行政機関又は茨城県の職員 1人
 - (4) 公募の市民(市内に住所を有する者に限る。) 4人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず,第1項第2号及び第3号に掲げる委員にあっては,その職を失ったときは委員の職を失うものとする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(臨時委員)

- 第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を 置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは解任されるものとする。 (専門委員)
- 第5条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置く ことができる。
- 2 専門委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。 (会長)
- 第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから同項に掲げる委員の選挙によってこれを定めるものとする
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱 後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第4項の会長があらかじめ指名した委員がと もに欠けたときの会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会の意見を聴いて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年4月1日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際,現に改正前の規定により委嘱された委員は,改正後の条例の規定により委嘱された委員とみなす。

付 則(平成5年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月27日条例第5号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際,現に改正前の龍ケ崎市都市計画審議会条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく会長,委員,臨時委員である者は,それぞれ,この条例に基づく会長,委員,臨時委員として引き続き存在するものとし,その任期は,改正前の条例の規定に基づく任命又は委嘱の日から起算するものとする。

付 則(平成14年12月10日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月28日条例第4号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ケ崎市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 37 この条例の施行の際現に第 27 条の規定による改正前の龍ケ崎市都市計画審議会条例 (以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ケ崎市都市計画審議会の 委員である者は、同条の規定による改正後の龍ケ崎市都市計画審議会条例(次項におい て「改正後の条例」という。)に規定する龍ケ崎市都市計画審議会の委員(次項において 「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規 定による委嘱の日から起算するものとする。
- 38 この条例の施行の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に委嘱される委員の任期は、改 正後の条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 5 月 31 日までとする。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

龍ケ崎市都市計画審議会委員名簿

令和4年4月1日現在

No.	号	委 員 名	職名	
1	1	秋山 穣	一般社団法人茨城県建築士会 龍ヶ崎支部 支部長	
2		足立 富士夫	龍ケ崎市農業委員会 会長代理	
3		久保 倫子	国立大学法人 筑波大学 生命環境系 地球環境科学専攻 人文地理学分野 助教	
4		小林 史人	一般社団法人竜ヶ崎青年会議所 前理事長	
5		斎藤 勝	龍ケ崎市教育委員会 教育長職務代理者	
6		坂野 喜隆	学校法人日通学園 流通経済大学 法学部 教授	
7		所 洋子	社会福祉法人龍ケ崎市社会福祉協議会 理事	
8		張替 武敏	公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 会長	
9		福田に上	龍ケ崎市商工会 青年部長	
10		武藤 成一 関東鉄道株式会社 常務取締役		
11	2	岡部 賢士	龍ケ崎市議会議員	
12		鴻巣 義則	龍ケ崎市議会議員	
13		椎塚 俊裕	龍ケ崎市議会議員	
14		山宮 留美子	龍ケ崎市議会議員	
15	3	蛭町 修身	茨城県竜ケ崎工事事務所の所長	
16	4	佐藤 季治	公募市民	
17		堂口 昭	公募市民	
18		細矢 義幸	公募市民	
19		松田 美恵子	公募市民	

・1号委員:学識経験者・2号委員:市議会議員・3号委員:茨城県の職員・4号委員:公募市民

	開催日	次第項目		
第1回審議会	令和4年9月27日(火)	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 議案第1号 龍ケ崎市都市計画審議会会長の選任について 諮問第1号 竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区 の変更に ついて(入地第1号生産緑地地区 外13箇所) 諮問第2号 特定生産緑地の指定について 4 その他 龍ケ崎市緑の基本計画(第2次)の策定について 龍ケ崎市都市計画マスタープランの改定検討状況 について 5 閉 会		
第2回審議会	令和5年1月18日(水)	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 議案第1号 龍ケ崎市緑のまちづくりプラン 〈第2次緑の基本計画〉(案)について 議案第2号 龍ケ崎市都市計画マスタープランの改定検討状 況について 4 その他 生産緑地地区の都市計画変更について 都市計画道路の変更について(歩行者専用1号線) 5 閉 会		
第3回審議会	令和5年3月24日(金)	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 報告第1号 龍ケ崎市緑のまちづくりプラン (業) パブリックコメントの結果について 議案第1号 龍ケ崎市緑のまちづくりプラン (第2次緑の基本計画)について 報告第2号 龍ケ崎市都市計画マスタープランの進捗評価について 4 その他 都市計画決定(変更)案件の進捗状況について 5 閉 会		

表中の赤文字部分が直接関連事項

龍都施第 45 号 令和5年3月14日

龍ケ崎市都市計画審議会会長 殿

龍ケ崎市長 萩原 勇

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈第2次緑の基本計画〉の策定について(諮問)

みだしのことについて、都市緑地法(昭和48年9月1日法律第72号)第4条第1項に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるため、意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、平成11年9月に「龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈緑の基本計画〉」(以下「前計画」という。)を策定して以来、23年が経過しており、現在では緑を取り巻く状況は大きく変化しております。

前計画の計画期間の満了後は「第2期都市計画マスタープラン」に組み込みがされ、現在においても、都市の緑の総合的な指針としての役割を担っておりますが、今日の社会経済情勢の変化等を「緑の施策」に適切に反映させるため、計画の見直しを行う必要が生じてきております。

また、ここ数年来においても、平成29年の都市緑地法等の緑に関連する法律の改正が行われるなど、まちづくりにおける緑を取り巻く状況は策定当時から大きく変化しております。 そこで、本市にふさわしい緑のあるべき姿を構築し、総合的な緑の施策を推進していくために、新たな「緑の基本計画」を策定するため、龍ケ崎市都市計画審議会に意見を求めるものです。 龍ケ崎市長 萩原 勇 殿

龍ケ崎市都市計画審議会 会 長 坂 野 喜 隆

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン(第2次緑の基本計画)について(答申)

令和5年3月14日付け龍都施第45号で諮問のあったみだしのことについては、 慎重審議を行った結果、妥当なものと認める。

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン(第2次緑の基本計画)(以下「本計画」という。) の推進にあたっては、本計画に係る市民アンケート調査及び本審議会における審議経 過を尊重しながら、本市の最上位計画「龍ケ崎みらい創造ビジョン for 2 0 3 0」そ の他の関連計画と整合並びに連携を図り、本市が目指す「笑顔が続く 幸せが続く 住み続けたくなるまち 龍ケ崎」の実現を目指されたい。

本計画の推進により、本市にふさわしい緑のあるべき姿を効率的かつ効果的に推進されることに期待する。

4 パブリックコメント 募集概要及び結果概要

本計画の策定に当たっては、都市計画審議会等の審議を経た基本計画(案)について、以下のとおり、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集した。

項目	内 容 / 結 果			
募集期間	令和5年1月27日(金) ~ 令和5年2月27日(月・必着)			
意見の提出が できる方	・市内在住・在勤・在学の方 ・市内に事業所がある、または公益活動を行う個人・法人・その 他の団体 ・本市に対して納税義務のある個人・法人 ・本件に利害関係のある方			
意見の 提出方法	以下の事項を記入し、持参、郵送、FAX, Eメールのいずれかの方法により提出してください。 【個人の場合】 (1) 意見 (2) 氏名 (3) 住所 (4) 連絡先 【法人の場合】 (1) 意見 (2) 法人(団体名) (3) 住所 (4) 連絡先			
提出先	市役所都市施設課 内線:489 FAX:0297-60-1588 Eメール:toshishisetsu@city.ryugasaki.lg.jp			
意見提出者数	1件(個人1件、団体件)			
意見件数	19 件			

能ケ崎市緑のまちづくりプラン 〈第2次緑の基本計画〉

2023 (令和5) 年3月

発 行 龍ケ崎市

編 集 都市整備部 都市施設課

郵便番号 〒301-8611

住 所 茨城県龍ケ崎市 3710番地

電 話 0297-64-1111 (代表)

E-mail toshishisetsu@city.ryugasaki.lg.jp

